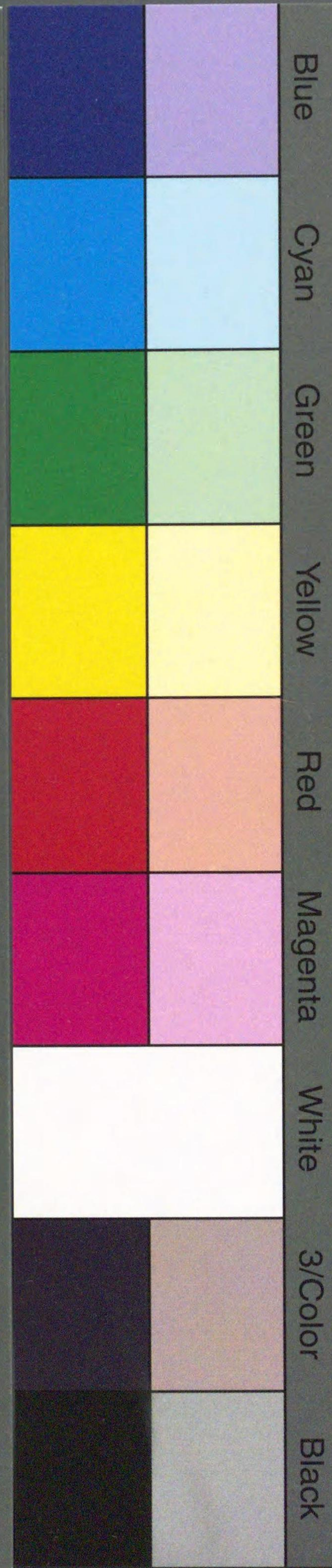


inches 1 2 3 4 5 6 7 8  
cm 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

# Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



# Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

**A** 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



ポイコット論序説

**S** 30  
266



S30-266

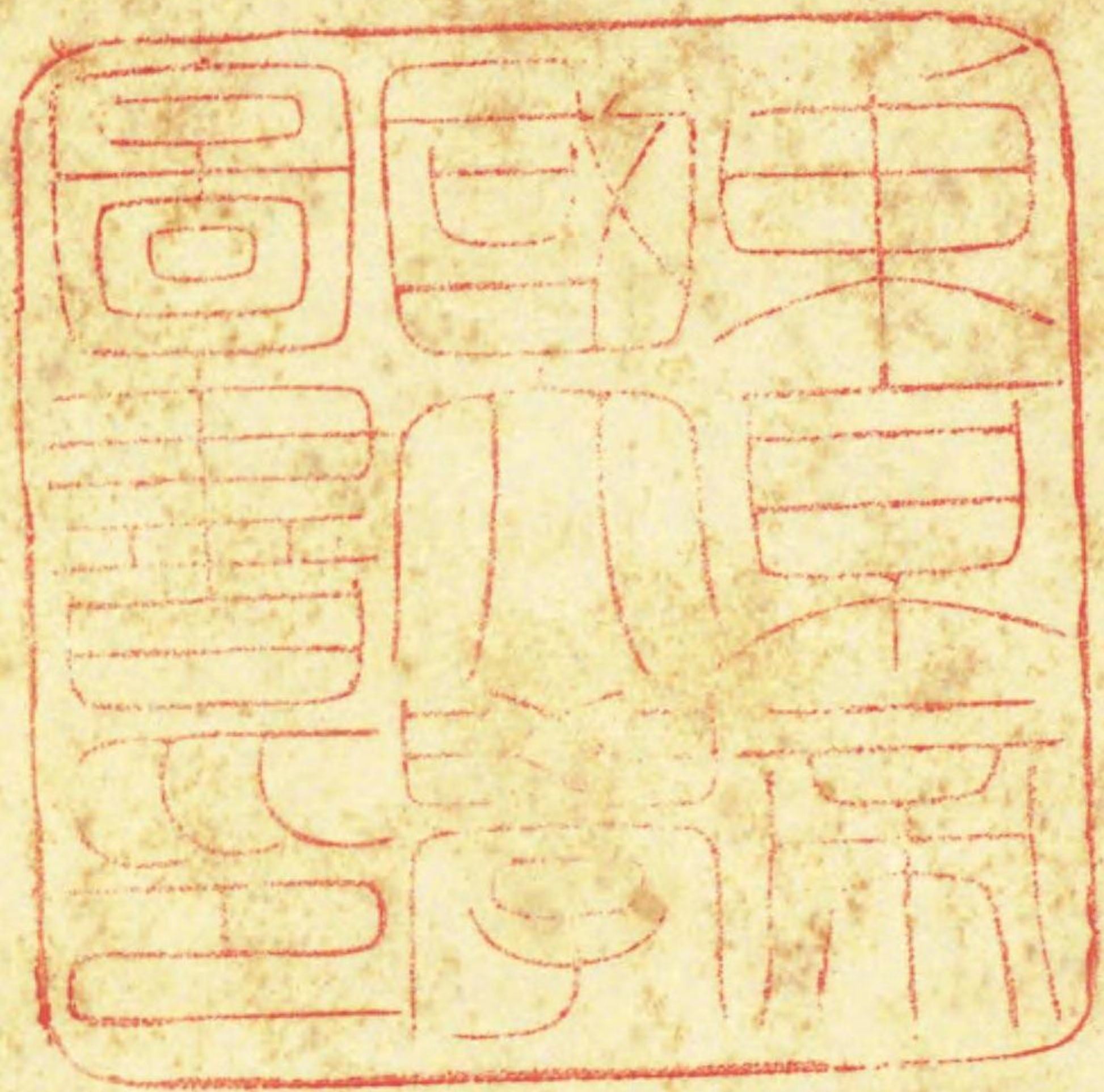
著者  
高柳賢三

ポ  
イ  
コ  
ツ  
ト  
論  
序  
説

高  
柳  
賢  
三

贈  
昭和七年九月  
著者





B 50961

## ボイコット論序説

高柳賢三

### はしがき

私は約三年程前からボイコット現象に興味をもち、材料を集めて、この問題に就て、「リサーチ」を行ふようになった。私の研究の中心點は「支那のボイコット」であつたのであるが、この現象を學問的に研究するためには、より廣い立脚地からの觀察を基礎とせねばならないことを漸次悟り、從て、研究對象は著しく擴大されることとなつたのである。

私の研究は、未だ公表して世に問ふだけに熟しては居らないのであるが、丁度東京帝國大學法學部での本年度の演習題目として「ボイコットの法律的研究」を選んだので、この問題に興味を以て集まられた數人の學生諸君に對して、本論に入るに先つて、準備的に、ボイコットの就ての一般的なソシオロジカル・サーヴェーを試みたのである。それはボイコットの法律的研究する準備として、先づ一つのソシオロジカル・サーヴェーをなすことが、方法論的に、又教授方法として必要である、と筆者は考へたからである。本稿は、その時の「お話」の草稿を基礎として書き上げたものであつて、未だ多くの欠陥をもつた「未定稿」の域を脱せず、公刊は憚るのであるが、本誌、編輯主任から一文を求められたので、止むを得ず、此處に、不完全の儘之を發表する次第である。

### 目次

序曲 (A)「フアラザ海岸」の一節

ボイコット論序説



(B) タブーよりボイコットへ

- 一 歴史に現れたボイコット現象
- 二 アイルランドのボイコット
- 三 ボイコットの近代的形態
- 四 近代的ボイコットの經濟的背景
- 五 ボイコットの概念とその態様

序 曲

(A) 「ファレサ海岸」の一節

「この物語の主人公は、島で商賣を始めたての男である。」

この二日間と云ふものは、商賣の整理やら、グイガースの置いて行つた商品の調べやら……店を純シドニー式に飾るやらで、夢中になつてゐる私だつた。

扱て、店も立派に飾り立てた三日目の朝のこと、私は煙草に火を點けて、店頭なに立ち、店内なかを覗いてみたり、背後を振り返つてみたりした。遠くの山には、椰子の實が、村の芝生の上で風に揺られてゐる。それから島の洒落者達の姿、あの短袴や衣物に要る更紗の布地は、どの位かな、など、胸算をしたりする、そして、「此奴は金儲けにはもつて來いの土地に來たぞ！又國に歸つたら、居酒屋

でも始めて、」なんかと、獨り考へに耽つてゐた。

時は經つが、一體どうしたとか、誰一人として、自分の側に寄つて來る者が無い。こんなことは、他の島の土人に想ひ較べて、をかしいわいと思つた。時は經つて行くが、商ひはなし、自分も氣が減入つてしまつたので、丁度午後の三時頃、元氣を奮ひ起さうと思つて、散歩に出掛けた。

愈々月曜日の夜には、自分が、土人達の所謂タブーを受けただと云ふことが、判然として來た。村に新店が出て、二日も經つのに、男も女も商ひを見に來る者が無い、なんて云ふことは、信じられないことだ。

「ウマ、これや吃度、俺、タブーをやられたんだな」と、私は、土人生れの妻に云つた。  
「さうでせう、吃度」と妻は云つた。

もう少し突込んで彼女に訊いてみようかとも思つたが、「相談を受けたんだぞ」など、考へられて、土人達に増長されるのも拙いと思つたので、ケースのところを訪ねて行つた。もう四邊も暗くなつてゐて、ケースは、よくやるやうに、煙草を吹かしながら、梯子段に腰を掛けてゐた。

「おいケース、實に妙だぜ、俺はタブーされちやつたんさ。」  
「ふーん、お前、一體、何したんだい？」



「それや此方から訊きたいところなんだよ。」

「そんなこと、あるもんか、ある筈がねえや。しかし、かうすることゝしよう。お前の氣の安まるように、ちよつくら行つて、どう云ふ譯なのか、みて来てやるべえ」

ケースは笑つて、店から提灯を持ち出して、村へと出掛けて行つた。ものゝ十五分も経つたらうか、歸つて來たケースの顔は眞面目だつた。「うふん、」彼は提灯を縁側の段々に、ボタンと置いて、「そんなことたあ、思はなかつたな」と呟いた。

「ぢや、矢張やられたんだろ？」

「まあそんなとこだな。だが、こんな酷いことつて、初耳だよ。しかしなウキルチャー、俺はお前の味方をするぜ、男らしくな。兎に角、明日の九時頃に此處迄やつて來い。會長達に會つて、この問題を解決するとしてしよう。……」

扱て會長達は、例の大きい、細長い造りの家で、自分等の來るの待つてゐた。

自分は相當に大きな聲を張上げて喋つた。其處でケースが通譯する、いや、する風をしてゐるらしい。すると、第一の會長が先づ答へ、第二が答へ、第三が答へる。誰もが揃つて同一句調である。やさしく、落着いてゐて、そのくせ、底に屹としたところのある句調だ。……

皆の言葉が吐切れたので、

「もうおしまひなんか？」と訊くと、齧め面をしながら、ケースが、

「まあ來い、屋外に出て話してやるから、」

「タブーを廢めない」と云ふんかね？」私が、なり立てる。

「妙ちきりんさ、屋外に出て話してやらう、まあ來いよ、」

「彼奴等がタブーするなら、するでいしさ。そんなことに閉口するやうな俺ぢやない。お前も知つての通り、カナカ人の群なんかに、びくともする俺ぢやねえんだ」

「びくとした方が好いんだぜ」

「俺や、今考へてることがあるんだが」私は云つた。……

「お前は俺の側に餘り來なかつたぢやねえか。俺の家には這入つたこともありやしねえ。さあ白状しろ、こんなことが起るつてこと、前から聞いて知つてたんだらう？」

「それや、行かなかつたよ、全くね。」「本當に手ぬかりだつたんさ、氣の毒だがね。だけどこうなつちや、明らさまに云つてやるよ。」

「ぢや、もう俺のところによ、來ないと云ふんかね？」私が訊ねる。



「まあ、そんなとこだね、氣の毒だけど、」

「つまり怖氣がさすと云ふんだらう？」

「つまり怖氣がさすんだよ。」

「それで俺を打棄つて、勝手にしろと云ふんだらう？さうだな？」

「意地悪く云や、さうだがね。だが俺はさう云ふんぢやないんだ。只お前から遠退いてゐると云ふだけなんさ。さうしなけりや、此方の身が危いものね。」

扱て二人は別れたが、俺はぶんぐに怒りながら、家に歸つて来て、ウマに對ひ、

「お前、この界限の者だから分るだらうが、一體どうして俺が此様なに、タブーされるんかしら？タブーされないとしても、どうして皆から、怖がられるんだらう？」

ウマは立上つて、目を皿にして私を見詰めてゐたが、「貴男知らないんですか？」と、息を弾ませながら云つたが、さて、横柄に一寸首を下げる真似をし、兩手を擴げて、「恥しいこと、貴男みんな知つてらつしやるんでせう。さうだつてケースさん云つてましたよ。貴男、あたしが氣に入つちまつたんで、そんなことお構ひなさらないんだつて。タブーは私になのよ」と、女は婚禮當夜にしたと同じやうに、胸のあたりをいぢりながら云つた。

「私、お暇いたしますわ、さうするやタブーもお暇してよ。それで貴男もコブラを幾何でもお買ひになれると云ふものだわ。その方が好いでせう？」「では、さやうなら、且那」と土人語で云ふのだつた。

「まあ、もつと話をしろよ、そんなに急がなくとも好いぢやないか」……

其處で女はお互同志が敵ではないと云ふことを確認すると、いろんなことを聞かせてくれた。それに依ると、女はライン諸島の何處かで生れたらしく、母親と結婚した白人——今は亡くなつてしまつたが——に連れられてこの邊に來てから、やつと二、三年になるのだつた。フアレザに來てからは、漸々一ケ年になるばかりだつた。ところが此處に落着くか落着かぬうちに、イオアネと云ふ土人の若者が現れて、彼女に結婚を申込んだ。貧しい、しかも島生れではない娘との縁組、それは全くこの邊のならばしと違つた縁組であつた。そも／＼この結婚の申込が、いろんなもつれの發端となつて行つたのである。私が此處に來る半年ばかり前、突然に、イオアネが彼女を捨て、島を去つてしまつた。その日から今日迄、ウマとその母親には、友達と云ふものが無くなつてしまつた。訪ねて來る者もなければ、途中で會つても、話を仕掛けてくれる者もなく、教會に行けば、女連が、各々の敷物を取上げて去つてしまひ、この娘と母親に置いてきぼりを食はすのだつた。



これは、書物の中に見える中世紀の所謂エキスコムニケーションだ。その原因たるや、意義たるや、ともにわれ／＼の想像の、及びもつかないところではある。(Robert Louis Stevenson, The Beach of Falesa, ch. II.)

(B) タブーよりボイコットへ

強制、非協力及び報復手段としてのボイコットのテクニクは、今日では決して支那と印度とに限られて居るのではない。次に示す西部サモアの委任統治地域に於るボイコット發展の描寫は、小規模ではあるが、大平洋における小島の住民も亦之を使用するに至つたことを示すのである。この場合のボイコットは、少くも部分的には、土着文化から生れたものとして、興味あるものである。

(イ) 起源——タブーの制度

ポリネジャその他所謂原始民族にあつては、社會生活は、法律的な、非人格的な機構に依て規律されて居るよりも、寧ろ幾つかの慣習的なタブーに依て規律されて居つた。此等のタブーは傳統と宗教的權威とに依て認められ、タブーを破ることは、社會的オストラシズムと神々の怒とを招くものとされたのである。側へば、サモアのある地域では、一定の魚又は鳥を食べることがタブーされて居る(サモア語では、タブーを「サ」sa又は「タブイ」tapuiと云ふ)。蓋しその社會又は地域

は、右の魚又は鳥のうちに體現されて居る靈の保護の下に立つと考へられて居るからである。このタブーを犯したものは、病氣、怪我、死の形で刑罰を受くるものと信じられて居る。そして彼の屬する社會は、彼を以て汚れたものであるとし、その汚れは他人に傳染し、社會全體が彼に加へられた刑罰の影響を被る虞ありとして、彼を排斥するのである。同様に、婦人がカヌー又は釣道具に觸れることは、重要な「サ」を破ることとなるのである。尙ほ、大饗應の前に、食料品を蓄積する必要上、會長又は村會がタブーを用ひることがある。即ち椰子の實、豚、その他の食料品に對して「サ」が置かれ、饗應前にそれらが消費せられないようにするのである。このタブーは、一時的のものであるが、頗る效果的である。此等の古いタブーは、現在でも宣教師の努力及び教育の普及に拘らず、行はれて居るのである。それはタブーの思想が如何に根強いものであるかを示すものである。

(ロ) タブーよりボイコットへ

外國の商人が渡來して、商業的經濟がサモア人に輸入されるようになった後、不當な搾取が相當に行はれたことは、想像に難くない。一面、政府は、負債の禁止、度量衡制度の規律等、これらの搾取に對して、サモア人を保護する法律を定めたのはあつたが、他面、サモア人自身も、商人を



いぢめる方法を發達せしめた。そして、これらの方法のうち最も有力なものは、古い「サ」のテクニクの使用を擴張することであつた。若しも商人が、商品の代價を最低價格まで引き下げないとか、信用を興へないとか（法律では信用賣買は禁止されて居るが）、その他、その地方の人を怒らせるやうなことをした場合には、會長、又は村會等が、彼の店に對して、「サ」又はボイコットを宣言するのである。かゝる場合、サモア人はその店に近づかない、從てその商人は、降參するか又は商賣を廢める外に、採るべき途がなくなるのである。

一九二〇年から一九二一年に渉る期間に起つた危機は、純經濟的方面で、この方法が如何に有力であるかを示した。世界大戰前、椰子の實の値段が暴騰した。從つてサモア人は、未曾有の繁榮期を経験した。貨幣を得ることが極めて容易くなつたので、サモア人は舊來の食物獲得法を捨て、益々商店に頼ることゝなつた。ニュージーランドの官憲は、この傾向を望ましからざるものとして、重な會長の力を借りて、古來の「諄風美俗」("good old ways") を復活する運動を起した。しかるに、大戰後の不景氣の開始と共に、椰子の實の値段が慘落した。サモア人は、その理由を充分理解しなかつた爲に、それを以て、商人達の中から、よりよき値段を得ない限り、その仕事を中止し、椰子の實を賣らないことにした。この運動は漸次擴がり、古來の諄風美俗に立歸る

思想と結び付いて、國民的な經濟的ボイコットとなり、總ての商店に對して、「サ」が宣言されたのである。そしてマッチ、石油及石鹼のやうな、絶對的必要品のみが、買はれたに過ぎないやうになつた。そしてそれは數ヶ月間繼續したのであつた。然し暫くして新奇さが減少すると共に、遂に貨物取引の希望が、主義を貫く念慮に打勝つことになつた。殊に商人が、需要のある少數の商品を賣ることを拒絶したゝめに、この運動は崩壊した。然しこの頃には、既に數千磅の椰子の實が地上で腐敗し、商人も政府も、著しい減收を経験した。「ウエスト・サモア領商業、貿易、航海報告書」(註一)に現れた左の數字は、その狀況を物語るものである。

年 度	椰子實噸數	價格單位磅
一九一八	九・三七〇	二四六・五七六
一九一九	一六・三五六	四四九・九一七
ボイコ ット期	一九二〇	二九六・三五六
間	一九二一	一九〇・五二〇
	一九二二	三一九・三三三
	一九二三	二六九・九九五
		一三・四八四



(註1) "Return of the Trade, Commerce, and Shipping of the Territory of Western Samoa," published annually by the Government Printer, Wellington, New Zealand.

右の數字中三千噸乃至四千噸は、白人島の産出額に屬するものである。

(ハ) 經濟的武器より政治的武器へ

一九二六年から一九二七年にかけて、ニュージーランド官憲と、白人及びサモア人を含む住民の一部との間に存した緊張した關係が、遂に爆發した。そしてサモア人の側では「マウ」(Mau=Opinion)と稱せらるゝ運動が起つた。そして官憲とは分離したそれと併立する政府を組織した。官憲は之を抑壓せんとしたが、失敗して、大多數のサモア人は「マウ」に従ふようになった。然し官憲は、白人在住者と、「マウ」の指導者との間の關係を斷ち切ることに成功した。かくして、「マウ」の指導者達は、白人の指導を奪はれたので、彼等は彼等獨特の方法を試用した。即ち、非協力は、當地に行はれる法律並に法律執行に當るサモア土人たる官憲に對する服従拒否の形をとつて現れた。かくして、總ての政府活動——保健、教育、統計作成その他——がボイコットされた。租税は政府に納めないで、「マウ」の資金に拂込まれた。そしてこの「マウ」の組織に、プレステイジを與へる爲に、行列、集會、遊戯、制服着用、その他、人の注目を惹くやうな手段が使用された。「マウ」裁判

所と警察隊とが組織された。サモア人にとつては、之は素晴らしいゲームであつたのだ。ニュージーランド政府は、勿論この運動に反對したが、之に對して武力を用ひること丈は、全力を盡して避けた。

一九二七年の末、「マウ」の指導者達は、税許りでなく、その他の収入の淵源をも斷切ることによつて、ニュージーランドをして、サモア放棄を餘儀なくせしむることが出來ると信ずるようになった。この頃には又、彼等は、世界の他の部分に於て、壓制者に對して、自由の爲に戦つて居る民族があり、非協力と經濟的ボイコットは有力な武器であることを知るようになった。そして前に述べた土着の形態と、外國から移入された形態との複合態とも見らるべき、一種の經濟的「サ」が生れた。關稅收入を減少する目的で、總ての商店に「サ」が宣言された。「マウ」の警官と歩哨とがアピヤの主な街に置かれて、サモア人——「マウ」の支持者たると否とを問はず——の商品購入を防止した。但し土人でないお客には干渉しなかつた。最初官憲は、この運動を無視したのであつたが、しかし遂に衝突が起つて、その結果歩哨の捕縛の試かなされたのであつた。しかるにこの試が失敗したので、威嚇を示すことが唯一の手段であると考へられるようになった。海軍の一隊が送られ、そして陸戦隊の助力を借りて、警官は難なく「マウ」の歩哨四百人を逮捕した。これらの歩哨は將來謹慎すべきことを約したので、數日の監禁の後に釋放された。之はボイコット運動の攻撃的<sup>アグレッシヴ</sup>な方面



を消失せしめたが、この時から、「マウ」の支持者は、その購入を或る商店のみに限定するようになった。その商店の主な持ち主はサモア混血兒であつて、反政府活動の爲に、サモアから追放されたのである。

「サ」は「マウ」に對し直接同情を示さない商店にとつては、非常な打撃であつた。然しニュージランドの官憲は、間接税の範圍を擴張することによつて、納税及び經濟的ボイコットの經濟上の効果を少くすることが出来た。犬及び銃器に對する免許税を除いて、土人から税を徴收する方法が、廢止された。そして主要物産である椰子の實の輸出税を増した。之が爲に、「サ」の行はれた營業不振期に、關稅收入が稍々減少した以外、政府は大した損害を受けなかつた。非協力、及び教育を除く總ての政府活動の殆ど完全なボイコットは、マウの追從者によつて行はれて居る。その結果として、行政事務は全く停止して居る。これらの事態は土人の感情が一致して、政府に對するその支持を中止し、ある形の政治的及び經濟的ボイコットの開始するだけに具體化して來た場合には、屬領統治なるものが如何に弱味があるかを示すのである。同時に又このテクニクは、官憲を困らせる手段として、屬領地域では益々流行することが、豫期され得る。けだしデモクラティックな輿論が「ナショナル・アスビレーション國民的要望」に就て、極度にセンチメンタルとなり、その軌道外れの反社會的な發現に對して

でさへも、之を抑壓するのに力を用ひることを非難する傾向があるがために、この傾向は特に助長せられるのである。(Felix M. Keating, Some Notes on the Evolution of a Boycott Movement—Western Samoa)

### 一 歴史に現はれたボイコット現象

ボイコットなる言葉を、其最廣義に解して、「共同絶交」の意味として理解するならば、ボイコット現象は、人類の歴史と均しく古いものである、と云ふことが出来るであらう。

右に掲げた英國の文豪ステイヴンズの記述は、南洋の土人の間に廣く行はる、「タブー」であるが(タブーに就ては、穂積陳重「タブー」と法律、土方教授在職二十五年記念私法論集、一一—二九頁参照)、それは原始社會に於ける、共同絶交の形態であり、最廣義に於るボイコットの一形態である、とも見られうるのである。私は、約二ヶ月前、昨秋上海で開かれた太平洋會議に出席した、サモア族の若き研究家フェリクス・キーヅング氏(ニューシランド人)の來訪を受けて、舊情を温むる機會を得た。そしてその際、彼は、私に對して、ボイコットに關し、興味ある話をしてくれたのであつた。それは、ニュージランドの委任統治下に立つサモアでは、その古來の習俗であるタブーから、漸次近代的なボイコットの戦術が展開されつゝある、と云ふ事實である。そしてタブー



―から展開されたこのボイコットは、先づ商業的なボイコットの形を採り、白人の賣る商品を、ボイコットすることが行はれ、次は政治的な形を採り、自治運動に關聯して、ニュージーランド官憲を排斥するために、ボイコット運動が行はるゝに至つたことである。私はその際、氏に對して、この興味ある氏の會話を、文書の形で、より詳細に記述して貰ひたい、と依頼して置いたのに對し、彼は、親切にも快諾を與へてくれた。そして「序曲」Bに掲げた氏の新味ある記述は、本稿起草中、ハワイから、氏が書き送られた私に對する報告の譯文である。それは、未だ何處にも公表されたとのない一文である。私は本稿起草について、之を利用し得たことを喜び、同時に氏に對し厚く感謝の意を表したいと思ふ。

かくの如き最廣義に於るボイコットの古い先例として、ボイコット研究者の掲ぐるものに對して一瞥を與へて置かう。

先づ我國に於ても、徳川時代から、「村八分」「町省き」「組外し」「本願拂」等、諸種の名で呼ばれる、ソシアル・オストラシズムが行はれた。村八分は、辭典には、「村落申合せの私罰。強慾非道なる者などに對し、村中申合せで交際などを一切せぬこと」と説明されてある（上田・松井、大日本國語辭典）。それは村落生活又は小さな町の生活に、自然に起るべき原始的な典型の「ボイコット」

である。そして明治、大正、昭和となつても尙ほ、この種のボイコットが行はれつゝあることは、裁判上それが問題となつたことによつて明かである。そしてこの古い地方的慣習に對し、西洋式の法律概念が適用され、一面、「脅迫罪」と云ふ刑法上の犯罪を構成することがあるとされ、他面、「自由權」又は「名譽權」の侵害として、民法上の不法行爲を成立せしめらるゝものとせらるるに至つたのである（判例民法大正十年度一〇八「共同絶交による自由權及名譽權の侵害」、穂積重遠判例百話、第二四話「村八分」、宮武外骨「私刑類纂、一七頁以下参照」）。それらの判例を見ると、この古い「村八分」と云ふボイコットが、近代的ボイコットの色彩とテクニクとをもつて展開しつつあることが認めらるるのである。すなはち、第一は、町村の政黨化に伴ふて、選舉に關聯して、それが使用せらるるに至つたことである。即ち、大正二年十一月二十九日大審院第三刑事部判決（判決録一九輯刑一三四九）は、村會議員選舉に關し、區民一同がAを選舉することを約したのに、BCは其約に背いて他の候補者に投票したので、DEFGHが主動者となつて區民一同と共にBCと絶交すべき旨を決議した事件である。又大正九年十二月十日大審院第一刑事部判決（判決録二六輯刑九一二頁）は、衆議院議員總選舉に際し、ある町の有權者の多數は候補者Xの推舉を申合たのに、Aが反對候補者Yのために運動したので、同町協議員Bが、同町役員會で、Aを「町省き」として、「同町内ノ



者ハA及ヒ其家族ト言語ヲ交ヘス日用品ノ取引ヲモナサス其他一切ノ交際ヲ爲スヘカラサルコト」を發議して、其旨の決議をさせ、町總代をして其決議をAに通告させた事件である。それはドイツなどで多く見る、一つの「政治的ボイコット」(der politische Boykott)の一種である、と見られるのである。更に第二に「ターシアリ・ボイコット」(tertiary boycott)が使用せられて居ることである。明治四十四年九月五日大審院第二刑事判決(判決録一七輯刑一五二〇)では、Aが「輕舉妄動商業上失敗ヲ爲シ、以テ居住住民ニ損害ヲ被ラシメタルヨリ、斯ル不用意不謹慎ノ結果互ニ其利益ヲ保護尊重セザルベカラサル居住住民ニ損害ヲ及ホス如キモノハ爾後自己ノ利益ノ爲メ交際セザルコト」を村の人々が申合せ、その中の一人BがAの同情者Cに對し「Aニ同情シ其利益ヲ保護セントスルモノハ、Aノ與黨ニシテ、A住民ノ交際シテ不快ヲ感シ且不利トスル所ナルヲ以テ、之ト交際セザラント」する旨を通告した事件であつて、この場合BのCに對する行爲が問題となつたのである。この場合には所謂「ターシアリ・ボイコット」に近い形態が見らるのであつて、それが裁判所の問題となつたのである。又大正十年六月二十八日大審院第一民事部判決(判決録二七輯民二二六〇)は、村の道路開設に當つて、Aが其所有の地所二十間許りの提供を拒んだので、BC等七人が中心となつて「區民集會でAが共同絶交の決議を受けた事件であつて、それは所謂「セコンダリ・ボイコ

ット」の事案ではあるが、同時に、水車業者Dに對して、「A方ノ米麥ノ搗擢ヲ爲スベカラズ、モシ依頼ヲ受クルニ於テハA同様組外ヅシニスル」旨が通知されたのは、「ターシアリ・ボイコット」が脅かされて居ることになつて居るのである。かくの如く、これらの事件で「ターシアリ・ボイコット」のテクニクが使用されて居る點に、興味がある。

ユデアで、ユデア人がサマリア人を回避し、パリサイ人が、收税吏を回避した事例は、社交的ボイコット Social boycott の一例である、とされる (Harry W. Laidler, Boycotts and the Labor Struggle, p. 27)。この種のボイコットは、ユデアのみならず、古代と近代とを問はず、ある程度まで、總ての社會に存在するものである。

ギリシヤでは、オストラシズムの制度があつた。オストラシズムは、紀元前五〇八年、クリステネス Clisthenes の創意によるものであらう、とされる。それは、アテネの民主制を脅威するやうな有力な政治家に對して、一般投票(恐らく六千票)によつて、十年間アテネを去ることを命ずる制度であつた。オストラシズムを受けた者は、決して叛逆者又は犯罪者ではなかつたのであつて、寧ろ、その権力があり過ぎて、壓制者となる危険があり、民主主義的な都市國家にとつて、危険だと認定されることに過ぎなかつた。従てそれは、ある場合「名譽」である、とさへ考へられたのであ



る。それは、財産の没收と市民権の剝奪とを伴ふたローマ法の「追放」(deportatio)などとは、本質的に異なるものであつた。ギリシヤのオストラシズム制は、暴力的、非合法的闘争手段に代ふるに、消極的平和的合法的闘争手段を以てせんとした點で、近代のアイerlandなどのボイコット發生の事情と類似するものである(後出「アイerlandのボイコット」の項参照)。即ちそれは、暗殺等、政治闘争に於る暴力の使用に代るべき闘争手段であつた。しかし又、近代のボイコットと均しく、この闘争手段を受くる相手方をして、暴力に訴へしむる危険を包藏する闘争手段でもあつたのである(上海事變參照)。即ち、ギリシヤに於る黨派間の争に於て、オストラシズムのため、黨首を失つた黨派は、激怒の餘り、反對黨の黨首を暗殺するが如き結果を、生んだのであつた(Ephialtesの暗殺)。この事實は、われ／＼に、消極的平和闘争手段は、必ずしも平和的な結果を齎さないのであることを、教ふるものである。

次に初期ローマ法のうちから、*Aquae et ignis interdictio*(水と火との禁令)の制度が、引照される。この制度は、後期ローマ法に發達した追放刑乃至流刑(*deportatio, deportatio in insulam*)の前身をなす制度である。古代ローマでは、犯罪人は、處罰方法として追放を受けたのではなく、寧ろ處罰を免れるため、自ら進んで、故國を退去したのである。即ち死刑の判決が確定するまで、ロー

マ市民は自ら進んで、本國を退去することに依て、處罰を免かるる特權をもつて居つたのである。しかし、かかる市民がローマに歸て來ては困るので、之を防止するために、「水と火の禁令」なるものが、發せられたのである。そして、この禁令に反して歸つて來た者に對して、何人も之を殺すことが許されたのである。「水と火」は、生活必需品を表すものであると云ふ説が、通説のやうであるが、この言葉は之と異つて、或は「社會的交通」の表徴であると説明され、或は又それを以て、「純潔な社會」の表徴であり、犯罪者が之を使用することは、純潔な社會を汚すものである、と云ふ考から來るものである、と説明されるのである。(F. von Holtzendorf-Vietnansdorf, *Die Deportationsstrafe im römischen Alterthum* (1859); Mommsen, *Römisches Staatsrecht* (1887), Bd III, s. 48, *Römisches Strafrecht* (1899), s. 68, 964; L. M. Hartmann, *Die exilio apud Romanos* (1887))

中世紀に於るローマ教會の行つた破門乃至禁令(*Excommunicatio; interdictio*)の制度も、その一の事例であるとして掲げられる。エルスター氏は、ボイコットを以て、教會が中世紀に行つた *Acht und Bann* のデモクラティックな形態である、と特徴づけて居るのである(Alexander Elster, *Verruferklärung in Handwörterbuch der Rechtswissenschaft*. 同様に James Fitzjames Stephen, *On the Suppression of Boycotting, in Nineteen Century, March 1886* 卽 *Boyotting is only a mod-*



ern application of the old Roman, *Ignis et aquae interdictio* and is very like the weapons of excommunication and interdict by which the church of Rome was able practically to govern a great part of the world”と云つて居る)。この制度は聖書の章句に基つて (*Math XVIII, 15—17; 1 Cor. V. 5; 2 Cor. II. 6—11* 参照)、主として犯罪性を除去する思想 (*poenae medicinales*) から、宗教的儀式への参加が拒絶されたのであつたが、漸次この宗教的制裁を受けた者は、信者との社交までも禁止され、之と交際をする信者の上にも、小破門 (*excommunicatio minor*) が加へられたのであつた。それは現代のボイコット現象におけるターシアリ・ボイコットを想起せしむるものである。そして一四一四年のコンスタンツの會議に至つて、初めて緩和され、只僧侶毆打罪 (*percussores clericorum*) の場合だけに、社交的斷交が命ぜらるるに至つたのである。そして禁令 (*interdictum*) は、單に個人に對してのみならず (*interdictum personale*)、國家も亦破門の憂目に會つたことは有名である (*interdictum locale*)。即ち、九九八年にフランスはグレゴリー五世の爲めに、一一〇二年にドイツはグレゴリ七世の爲めに、一二〇八年にイギリスはイノセント三世の爲めに、一一五五年にローマがアドリアン四世の爲めに、禁令の下に置かれたのである。そしてこの地域的禁令は、その効果最も多かりしため、教會對國家の政治的闘争において、教會のもつた有力な武器となつたのである。

る。これらの事例は、一九二〇年ハンガリーが、その反動政府の故に、その白色テロの故に、國際労働組合聯盟 *International Federation of Trade Unions: Internationale Gewerkschaftsbund* の逆鱗に觸れて、各國內の所屬團體から、經濟的ボイコットを受けたことを想起せしむるものがある。超國家的集團たる國際労働組合聯盟が、その主義の上から、ある特定國家をボイコットしたのは、均しく超國家的集團——より國家性をもつた集團ではあつたが——たるローマ教會が、イギリスや、フランスや、ドイツに對して、禁令を發したのと相通ずるところある現象である (*Carlyle, A History of Political Theories, Ancient and Medieval, (1903—28), Vols. II and III; Paul Hinschius, System des katholischen Kirchenrechts (1869—97), Bde. IV—V; H. D. Hazeltine, Excommunication in Encyclopaedia of the Social Sciences*)。

尙之に關聯して、神聖ローマ帝國が發した絶交命令 *Reichsacht* が注目せられねばならぬ。これに依て、被絶交者の債權は效力を失ひ、他人の、彼に對する債務は、解消するものとせられたのである。そして、一定條件の下に破門制との關聯が保たれたので、その事例は多く、且つその苛酷さは増したのであつた (*Eduard Eichman, Acht und Bann im Reichsrecht im Mittelalter, 1909*)。

尙ほ、中世のイギリスの判例のうちには、既に現代に廣く行はれる供給ボイコット (*Lieferungs-*



boycott)の事例が記録されて居る。即ち“The Publications of the Selden Society”第一卷(A. D. 1200—1225)の刑事判例集)の索引に、“boycotting”と云ふ珍しい題目が附して居るのを迎へて、一五頁を開いて見ると、Pleas at Shrewsbury in the Sixth Year of Henry III (A. D. 1225)の中に次の章句がある。

“The Abbot of Lillehall complains that the bailiffs of Shrewsbury do him many injuries against his liberty, and that they have caused proclamation to be made in the town that none be so bold as to sell any merchandise to the Abbot or his men upon pain of forfeiting ten shillings, so that Richard Peche, the bedell of the said town, made this proclamation by their orders.”

又 Richard T. Ely, The Labor Movement in America (New York 1905), p. 297 に依れば、一三二七年カンタマリーの市民が、“that no one, under penalties to be imposed by the city, should inhabit the prior's houses; that no one should buy, sell or exchange drinks or victuals with the monastery, under similar penalties”と云ふ決議をなしたのである。

前の事件では、物品を「賣らず」だけである。この場合は、僧院長の家に「住まず」、食料品を「賣らず」、「買はず」、「交換せず」と云ふ四の絶交形態が示されて居る。これら二の事例は、當時に

あける僧院の横暴に對する市民の憤慨を現すものとして、經濟的弱者としての労働者と企業者との間に行はるる労働争議における近代的ボイコットを想起せしむるものとして、興味がある。又近代的ボイコットの構成要件たるボイコッタ、ボイコッタント、ボイコッテイの三當事者が明白に現れて居るだけでなく、ボイコッタのボイコッタントに加へる強制關係も鮮かに現はれて居る點に、近代味があるのである(この點については、後出「ボイコットの概念とその態様」参照)。

次には中世以降における、商人又は手工業者の職業組合の行つた絶交刑がある。interdiction ou damnation; Schelte der Handwerker; Hansebanne。歐洲の經濟組織がギルドの基礎の上に築き上げられて居つた時代に於て、此等のギルドが、ギルド内部の規律維持の爲に、規律違反者たる親方又は弟子をギルドから排斥し、排斥を受けた被絶交者にとつて、それは頗る残酷であつた爲め、國家が之に干渉したことすらもあるのである。親方が被絶交者である場合には、彼の爲に働く弟子を見出すことが出来なくなり、又弟子が被絶交者である場合には、如何なる親方のところへ行つても、職を得ることが出来なくなつたのである。それは恰も今日において、雇主組合のブラック・リストに名前が掲げらると、如何なる雇主のところに行つても雇つてくれないこと、又労働組合の發達した國で、労働組合に睨まれた雇主は、労働の供給を斷たれるのと酷似した現象であつた(この點



に就ては後出「ボイコットの近代的形態」参照。そしてそれは、今日のやうに組織が充分でない團體が行ふのではなく、公法的社團とも云ふべきギルドに依て行はれたのであるが爲に、より徹底的であつたのは勿論である (Webb, History of Trade Unionism I. ed. 8 seq., Leroy-Beaulieu, la question ouvrière au XIX<sup>ème</sup> siècle; (1881), pp. 114 seq; Adrian Beier, De convictis opificum (1689); Anton Retzbach, Der Boykott, 9—14)。

更にアメリカ獨立戦争前にける英植民地の英貨排斥事件は、最近において盛となつた國際的ボイコットの先例として、顯著な歴史的事例である。

一七六五年三月印紙條例 Stamp Act の制定後、ボストン、ニュー・ヨーク、及びフィラデルフィアの商人達は、右の法律が廢止されるまで、英貨を輸入しないことを決議したのであつた (non-importation agreements)。小賣商は、英貨を賣ることを拒絶し、消費者は英貨の購買を拒絶したのであつた。そして Daughters of Liberty や Sons of Liberty 等が中心となつて、英貨を取扱ふ商人に對して、その態度を改むべきことを警告したのであつた (“It is desired that the Sons of Liberty would not buy any one thing of them [Naming the merchants], for in so doing they will bring disgrace upon themselves and their posterity forever and ever. Amen!”——當時のポスターの一節)。この

の運動は奏效して、翌年印紙條例の廢止が行はれた。

一六七九年タウンシエンド條例 Townshend Act が制定せられて、知事及び裁判官の俸給支辨の爲め、アメリカ植民地に輸入せらるる諸種の物品に對して、輸入税が課せられたので、主として北部にある九つのアメリカの植民地で、ボイコットが起つた。このボイコットも成功して、タウンシエンド條例は廢止せらるるに至つた。

タウンシエンド條例は廢止されたが、しかし尙イギリス政府は、オランダその他の競争に對する東印度會社保護の爲に、アメリカ植民地に輸入される茶に對する課税は、之を廢止しなかつた爲め、之に對するボイコット運動が各地で起つたのである。そしてボストンでは、このボイコット運動は極端に走つて、遂に暴行を伴ふようになった。ジョン・ハンコック John Hancock の組織した二百數十名の一隊が、インディアンに假裝して、ボストン灣に碇泊中であつたイギリス船に乗込み、茶荷 tea cargo を全部灣内に投げ棄ててしまつたのである。之が一七七三年十月六日に起つた茶騒動 Tea Riot である。アメリカ人は、アメリカ式ユーモアを以て、この「茶荷」事件を「茶化」しつゝ、それを「ボストン茶會」Boston Tea Party と呼ぶのである。この騒動に對して、イギリス政府は、ボストン港の閉鎖を命じたが、之に對して更にボイコットが起つたのであつた。



一七七四年第一回大陸會議 First Continental Congress は、同年十二月十一日以後、グレート・ブリテン、アイルランドからのアメリカへの輸入及び輸出港の如何を問はず、グレート・ブリテン又はアイルランドから輸出された物品を禁止する決議をした。更に又其後、米植民地の不平が聽かれざる場合には、一七七五年九月十日以後、煙草及び米を除いて、植民地からグレート・ブリテン、アイルランド及び西印度に對する商品の輸出が禁ぜらるべきことが決議されたのであつた。そして十三植民地中十二は、此等の決議を採用し、且つ監視委員會 Vigilance committee を置いて、之が強行を監視せしめたのであつた(Laidler, op. cit., pp. 29-30; Coman, Industrial History of the United States, p. 104; Mc Master, History of the United States, vol. I, p. 404; Bogart, Economic History of the United States, p. 106)。

以上掲げた幾つかの歴史的事例は、無數に存在する共同絶交現象中の顯著なものを、數個だけ掲げたに過ぎないのである。しかしそれは、ボイコット現象の淵源が如何に強く人間性に根ざして居るか、人類の社會生活に於て、如何に多く利用されたのであつたかを示すのに充分である。私は一轉して、ボイコットなる言葉の起源である、アイルランドの事例を顧みようと思ふ。

## 二 アイルランドのボイコット

ボイコットなる語は、アイルランドの西部、メーヨー縣 County of Mayo の地主アーン卿 Lord Erne の土地差配人 (land agent) であり、一八八〇年の夏、農民から共同絶交に出遇つた陸軍大尉ボイロット Captain Boycott の名から出たのであることは、一般に知られた事實である。然し此處に、より詳細に、アイルランドのボイコットを説きつつその事情を明かにして見たいと思ふ。

アイルランドの農業地は、少數の大地主の有に歸して居つた。そして、此等の地主は、ロンドンその他の地に住む所謂不在地主 (absentee landlords) であつて、土地差配人 (land agents; middle-men) を置いて、小作人から地代乃至小作料を取立てたのである。そしてこの差配人を通じて、小作人に對して、苛斂誅求が行はれたのである。小作人が小作料を支拂はない場合には、之に對し、直ちに「立退き」(eviction) の法律手續が採られたのであつた。殊に一八七八年の一般的不作の頃から、農民の生活状態は極度に壓迫されたのであつた。それにも拘らず、地主はどしどし小作料滞納者の立退きを命じたのである。そして立退きを命ぜられた農民は、住むに家なき浮浪の民と化した。斯かる事情の下に、農民の利益を代表する土地同盟 (Land League) が、一八七九年に形成されるようになり、有名なチャールス・バーネル Charles Stewart Parnell が之を指導することになつたのであつた。



ところが、當時アイルランドの農民運動は、アイルランド革命團 Irish Revolutionary Brotherhood と云ふ秘密結社によつて、劇しく煽動された。この結社は、アメリカに移住したアイルランド人の財的補助によつて、アイルランドに革命を起し、アイルランド共和國の建設を目標としたのである。この結社の非合法的戦術の影響の下に、初め土地同盟は警官に對して、武装的反抗をなし、且つ小作料の不拂を、農民に對して強要したのであつた。そしてこの指令に従はないで、小作料を支拂ふ善良な小作人に對しては、その家を焼き、その家畜を傷け、ある場合には、その者を寢床から引きづり出して、耳を斷ち切ると云ふやうな、殘忍至極な行爲が行はれた。かかる不穩な事態に對して、土地同盟の首領、パーネルが考へつゝいた合法的戦術がボイコットであるのである。

一八七九年の九月、エンニス Ennis で開かれた集會に於けるパーネルの演説の中で、下の如き問答が交された。

パーネル「小作人が退去を命ぜられた農場に、他の人が入り込まうとする場合、その者をどうすべきであるか」

「射殺してしまへ！」二三の聲が、聴衆の中から聞える。

パーネル「今、射殺してしまへ、と云ふ聲が聞へた。しかし私は諸君に對し、もつとよい方法、よりキリスト教的な、慈愛に満ちた方法、即ち墮落した人に悔い改める機會を與へ得るやうな方法を教へよう。他人が不當に追ひ出された農場に、入り込んで來た人があつた場合には、町でその人に出遇ふ時に、これを指して、みんなに知らせる。また牧場でも、市場でも、工場でも、その人が知れ渡るやうにして、癩病人と均しく、彼との交通を避けしめるやうにせよ。かくの如くにして、彼の犯した罪の、如何に恐しいかを、彼に思ひ知らしめることにするのである。」

(註1) (Herkner, Die irische Agrarfrage, in Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik, Bd. XXI, N. F. [1890] S. 483, seq.)

又ジェイムズ・レドパス James Redpath は、同じ頃、この戦術について、下の如く宣言した。

「この大改革は、一滴の血をも流さないで、又何等暴力に訴へることなしに、如何なる法律——英法、人法、神法のいづれにも觸れないで、之を達成することが出来る。若しも貧しい小作人が退去を餘儀なくされた農場に入り込んで來た者がある場合には、諸君は彼の身體に、危害を加へてはならない。……彼に對しては、英國女王がクロンバに住み給ふ場合、女王が諸君の妻に振舞ひ給ふやうに、振舞ふがいい。彼の子供に對しては、英國女王が、諸君の子供に振舞ひ給ふやうに、振舞ふがいい。英國女王は、諸君をも、諸君の妻をも、子をも、同輩とは認め給はぬだらう。英國女王に倣つ



て、土地横領者 (Landgrabber = a man who takes a farm from whom a tenant has been evicted) に  
も、その細君にも、その子供にも、話をするな。土地横領者が町にやつて来て、何か賣らうとする  
場合には、彼に對して危害を加へてはならない。……土地横領者が店に入つて、パンや、衣類や、  
ウキスキーを買はうとしたら、その商店主のところに行くがいい。そして店主を脅迫してはいけな  
い……只、彼に對して、かう云ふがいい。「イギリスの法律の下に、貴下は疑ひもなく、何人に對し  
ても、品物を賣る権利をもつて居る、しかし一片の價の品物でも、強制的に貴下から買入れる権利  
は、何人にも認めないのだ」と。(Magazine of Western History, Vol. V. 5. pp. 213 seq., Cf. Laidler,  
op. cit., p. 25)

この合法的な、そして消極的な絶交戦の最初の犠牲となつたのが、とりも直さずボイコット大尉  
であつた。

ボイコット大尉のフル・ネームは Charles Cunningham Boycott (1832—1897) で、そのサー  
ネームの Boycott が、後世に迄傳へらるる不朽性を獲得したものである。ボイコットはノーフォク  
Norfolk 生れの英人で、暫くの間軍籍にあつたが、「大尉」Captain のランクで退職した。そして一  
八七三年、アイルランドの西部メイヨ縣にあるアーン卿の土地差配人となつた。そして又、自分で

も、五百エーカー程の農場を經營して居つたのである。

彼が土地差配人として就職した六年後に、劇しい小作爭議が、彼と小作人との間に起つた。一八  
七九年の八月一日、ボイコットの門に、「アーン卿が既に認めた地代一割減よりも、更に大きな減額  
を認めないで、地代を小作人から取立てるなら、貴様の生命が危いぞ」と云ふ貼札が、掲げられた。  
しかしこの年は、幸にも三人の小作人を除いて、全部要求された丈の小作料を拂込んだのであつた。  
然るに翌年に入ると、土地同盟の指揮の下に、二割五分の小作料減額請求が、彼に對し要求された。  
ボイコットは之に對し高壓手段をとり、十一の退去手續を取るに至つた。そして更に之に對して、  
土地同盟は、バーネルの案出した合法的消極的戦術を、彼に對して適用したのである。その結果と  
して、收獲前に、總ての小作人はボイコットの農場で働くことを拒絶した。彼の家に働いて居つた  
奴婢は、總て彼の家を立ち去つた。彼は、新しい労働者を雇はんとしたが、それは全然駄目であつ  
た。馬車屋も、彼を乗せることを拒んだ。肉屋も、パン屋も、雜貨商も、生活必需品の供給を、彼  
に對し拒否したのであつた。彼が、その家畜を、イギリスの市場で賣るために送り出さうとした時、  
鐵道會社は、彼に對して、運送を拒否したのであつた。彼が町に出ると、彼は、みんなから、嘲の  
笑を浴びせかけられた。そして彼は、手紙や電報を受けることにも、非常な困難を感じるに至つた。



ボイコットは政府に救助を求めたが、駄目であつた。しかし一八八〇年十一月の初めに、キアヴアン縣 (Cavan county) から、オレンジ協會員 Orangemen 五十名が來援して、收獲に従事し、九百人の兵士が、二個の野戦砲を備へて、之が護衛に當つた。かくして、やつと收獲が取入れられたのではあつたが、その費用は、收獲價格の何倍かに當る七萬圓乃至十萬圓に達したと、傳へられて居る。十一月の末、收獲が終つて、ボイコットはダブリンに向つたが、其處でも、ホテルの主人は警告を受けて居たため、彼の宿泊を拒絶した。そして彼は、それからロンドンに行き、更にニューヨークに逃亡したのであつた。

ボイコット大尉に對するこの戦術が成功した爲めに、その後續々同様な場合に、同様な戦術が繰り返へされることとなつた。そして被絶交者 (boycottee) に物を賣つた商人に對しても、この同じ絶交戦術が、制裁として加へられた。そして絶交された者は、教會に行くことも禁止され、その子供は退校せしめられ、醫者も彼に對し、診察と治療とを拒絶し、彼が死んでも、彼のために墓を掘る者もなく、又彼の葬式に列することも禁止されると云ふ、極端な程度まで及んだのであつた。そしてこの戦術は二十世紀に至つてからも、續々、アイルランドで、英國の地主及びその代理人に對して、行はれたのである。

然らばボイコットなる言葉は、何人によつて、最初に動詞として、又は普通名詞として用ひられたかは、必ずしも明かではないが、しかしアイルランドに在住したアメリカの新聞記者 James Redpath の "Talks of Ireland" (1881) 中にもける下の如き記述は、この點に觸れて居る。

『自分は靈父ジョン・オーマリ Father John O'Malley と食事して居た。そして彼は私に向つて、何故私が物を食はないのか、と訊ねた。自分は、「私はある言葉を見出さうと、惱んで居る」と答へた。彼は「それは何か」と、自分に訊いた。「土地横領者 (landgrabber) が共同絶交を受ける場合には、ソシアル・エクスコミュニケーション social excommunication で宜いが、地主、又はボイコットのやうな土地差配人に加へられる共同絶交には、それとは異つた言葉が必要だと思ふ。オストラシズム ostracism ではないけない、農民達には、その意味が分るまい。そして私には、どうしても適當な言葉が見付からないのです。」ジョン靈父は、「いや、オストラシズムではないけない」と云ふて、彼は下を向いて、軽く額を叩きながら云つた。"to boycott him" ではないか。』

『自分は非常に喜んで、「それは宜い。Boycotting と云ふ語を、廣く使はれるようにしようではないか。そしてダブリンやロンドンから新聞記者が來たら、この言葉を皆の口から聞かれるように、しようではありませんか。貴下は、キャスルバー・テレグラフ (Castlebar Telegraph) でも、この言



葉を使ひなさい。私はダブリンに行きますから、土地同盟の若い辯士達に、この言葉の使用を、勧めませう。私は、私の通信のうちに、それを使ひませう」

ジョン・靈父と私とは、この約束を守つた。彼がこの言葉を口に出した最初の人であり、自分が最初に、之を筆にしたのである』と。

(Magazine of Western History, Vol. V, pp. 214, 215. Cf. Laidler, op. cit., 23—24.)

これが一八八〇年の夏である。Murray, New English Dictionaryによれば、一八八〇年十一月二日の London Times には、既にそれが使用されて居る。そして八十年代には、既にニューヨークに “Boycotter” と云ふ週刊雑誌が出た。かくしてアメリカでも、イギリスでも、迅速にこの言葉が傳播した。又最初は、Boycott と花文字で始めたやうだが、漸次キアピタルを使はないことになつた。又名詞は、boycotting 又は boycote の二つが、共に使用される。名詞としての Boycotting 及び Boycott も、一八八〇年に使用された例が、New English Dictionary に出て居るのである。

そればかりでなく、この言葉は、歐洲諸國の國語に取入れられることとなつた。即ち、フランス語の boycottage (boycotter)、ドイツ語の Boykott (boykotieren)、イタリア語の boycottaggio (boycottare) 等之である。そしてボイコットなる言葉は、既に日本語ともなつたのである。

(註一) パーネルのこのタクテイクは、彼自身の發見したものと見るよりも、むしろ、イギリスの労働組合が、組合主義を裏切る労働者に對して行ふタクテイクをば、採用したものと見るべきであらう。少くとも、兩者の間には著しい類似點が見出される。パーネルの言葉とヂュラムの鐵夫達の信賴をうけたウィリアム・シロフナー、William Crawford の一八七〇年に書いた手紙との間には、著しい類似點のあることが認められる。その書簡は左の如くである。

“You should at least be consistent. In numberless cases you refuse to descend and ascend with non-Unionists. The right or wrong of such action I will not now discuss; but what is the actual state of things found in many parts of the country? While you refuse to descend and ascend with these men, you walk to and from the pit, walk in and out bye with them—nay, sometimes work with them. You mingle with them at home over your glass of beer, in your chapels, and side by side you pray with them in your prayer meeting. The time has come when there must be plain speaking on this matter. It is no use playing at shuttlecock in this important portion of our social life. Either mingle with these men in the shaft, as you do in every other place. Regard them as unfit companions for yourselves and your sons, and unfit husbands for your daughters. Let them be branded, as it were, with the curse of Cain, as unfit to mingle in ordinary, honest, and respectable society. Until you make up your minds to thus completely and absolutely ostracise these goats of mankind, cease to complain as to any results that may arise from their action.” (Webb, History of Trade Unionism, 1 ed., p. 246 seq; 2 ed. p. 296; Cf. Retzbach, op. cit., p. 18)

(註二) 其後アイルランドでは「ボイコットのみならぎ」更に「プラン・オヴ・キャンペーン」The Plan of Campaign と稱せらるゝ戦術が、パーネルの勸誘で用ひらるゝに到つた。これは、小作料支拂の場合、二割五分差引いて支拂ひ、若し地主によつて受領が拒まれた場合には、支拂を全部拒絶して、小作料の全額を受領書と交換に、土地同盟の受託者に拂はしむる。そして受託



者は、この金を後に減額に承諾を與へた地主に支拂ふか、然らざるときは、之を小作人のために保管した戦術である。

この「ボイコット」と「プラン・オヴ・キャンペイン」とはローマ法王廳の問題となり、それはこの問題に就ての一八八八年四月二十日の最高審査會議の決議となつて現はれた。その決議文は左の如くである。

.....Leo XIII, veritus, ne in eo belli genere, quod.....in controversias inter locatores et conductores fundorum sive praediorum inductum est, quodque audit The Plan of Campaign, et in ea interdictionis forma quae..... Boycotting nuncupatur, genuinus iustitiae et caritas sensus in eo pervertatur, mandavit Supremae Congregationi S. R. et U. Inquisitionis, et eum serio ac diligenti examini subiceret.

.....Dubium fuit: Utrum licet in controversiis inter locatores et conductores fundorum seu praediorum in Hibernia

Responsum: negative

レオ十三世は、地主と小作人との間の争議に使用さるゝに至つた戦術、即ち「プラン・オヴ・キャンペイン」と呼ばるゝもの、及び「ボイコットイング」と呼ばるゝ一種のインテルデイクテイオが眞の正義及び愛の感じを傷けることを恐れ給ひて、最高審査會議に對し、この事項を慎重に審査することを委託し給ふた。

問題はアイルランドに於ける地主と小作人との間の争議に於て、所謂「プラン・オヴ・キャンペイン」及び「ボイコット」なる手段は許さるべきものなりや否やである。

回答、許さるべきものに非ず。

そしてこの決議の基礎づけは、大僧正モナコ・ラ・ヴァレッタ Monaco La Valetta に依て爲されて居る。「プラン・オヴ・キャンペイン」に就ては、當事者の自由契約で締結された小作料を、一方的に減額することは、契約上の信義誠實に違反することであり、殊にかゝる争を解決する裁判所が存在して、必要な場合には減額しうるものであるからであること、又第三者に小作料を供託して、

地主に小作料を與へないことも正しいとは考へられない、と説いて居る。

そして、「ボイコット」に就ては、

Denique a naturali iustitia et christiana caritate est omnino alienum, ut nova quadam persecutione et interdictione saeviatur sive in eos, qui contenti earum pensionum, de quibus cum dominis praediorum conveniant, eas potius solvere parati sunt, sive in eos, qui vacuos fundos, utentes jure suo, conducunt.

「之を要するに、地主と約束した小作料に就て満足し、むしろ之を支拂はんとする者に對し、又は自由財貨を、その権利の行使として貸貸する者に對し、ある新なる迫害と共同絶交とを加へることは、自然的正義とキリスト的愛とに、反するものである。」と述べて居る。

そして、法王はすでに、四月十八日に右の決議に對し、承認を與へたので、最後に「不幸の軽減に努めるに際して、キリスト的愛を守り、正義の限界を越えなからうに」(ut dum levamen afflictiae suae fortunae quaerunt, christianam caritatem servant et iustitiae fines non transiant) と信者達に警戒を與へたのであつた (Archiv für katholischen Kirchenrecht, Bd. LX, S. 185 seq., Cf. Retzbach, op. cit., 19—25)。

### 三 ボイコットの近代的形態

經濟闘争形態論の著者ゲー・シユウイタウは、北米合衆國を以て、「古典的なボイコットの國」であるとしたのである (G. Schwitau, Die Formen des wirtschaftlichen Kampfes, s. 240)。<sup>○</sup>そして特に勞働争議に關聯するボイコットは、勞働騎士團 (Knights of Labor)、後には米國勞働聯盟 American Federation of Labor の指揮の下に、アメリカで最も多く使用せられ、最も巧みな技術を



發達させ、且つ最も多く立法並に裁判の問題となつたので、それは、他國にその比を見ないところである。歐洲諸國中獨逸では、一八八〇年のいくつかのボイコットの後、一八九四年にベルリンの労働組合が醸造業者組合の組合員に對して大きなボイコットを起して、相當な効果を收めた後、その後度も度々起るようになり、且つ社會民主黨の政治的武器としても用ひらるる點に、ある特色をもつてはあつたが、勿論アメリカと比較すれば、割合に少い方であると思はるのである。英國を初め、その他の歐洲諸國に就ても同様である。我國でも、大正十四年日本労働總同盟大會で、東洋アルミニウム會社の製品(鶴丸印)に對するボイコットが決議され、又昭和二年から三年に亘つて、二百八十日間繼續した日本労働總同盟加入の關東労働組合野田支部と野田醤油株式會社との間の野田大労働争議の際、關東同盟會が同會社醸造の醤油を使用しないことを決議し、他の總同盟の組合及び友誼的組合に不使用を要請した事例があるが(松岡駒吉「野田労働大争議」、松澤兼人「ボイコット」社會科學大辭典)、組合戦術としてのボイコットは、割合に少いことは歐洲諸國と均しい。否、未だそれ以下である。北米合衆國と歐洲諸國とのこの差異に就いて、レドラーは、歐洲ではアメリカよりも消費組合運動が發達して居り、労働者から成る消費組合の共同購買方法と云ふ積極的な武器をもつて居るから、ボイコットと云ふ消極的な武器を使用する必要がないことを以て、その一

の理由であるとして居る(H. L. Taidler, in *Encyclopaedia of the Social Sciences*, (Boycott))。

ボイコットの概念とその形態とを科學的に分析することは最後の節に譲ることとして、此處には、先づ近代的なボイコットの形態について、概觀的な記述を試みようと思ふ。

### 一、消費者の不買同盟

消費者の不買同盟は、消費者が商品價格を引下げる爲めに行ふボイコットであることが通常であるが、或場合には、特定の企業者、商店、デパートメント・ストア等による被傭者の取扱等に對する、プロテストとして爲さるゝこともある。アメリカには、この運動を指導する爲に、全國消費者聯盟 *National Consumers' League* なるものが組織されて居る。アメリカで消費者の不買同盟に出遇つた商品のうち最も顯著なのは、食料品、殊に肉類なのである。殊に一九一一年一月に開始された米國西部諸州の重なる都市で、労働團體、實業家その他の團體が聯合して、六十日間獸肉不買同盟を行つたのが、最も大きな事件であるとされる。そして一九二二年には、ボストンの市長ジョン・フィッツジェラルド *John Fitzgerald* が、全國民に向つて、なるべく肉を少く食へるような勧誘を宣言し、同様な運動がブルックリン、フィラデルフィヤ等で起つたのである。右のうち一九一一年のクリーヴランドのボイコットの結果として、一磅平均二仙だけ價格が低下したと傳へられ、他の



報告によれば、価格には影響しなかつたが、賣行きが著しく減少したことが報告されてある。

その外、陸軍大臣デイキンソンが、陸軍部内では、スタンダード石油及び煙草トラストをボイコットする命令を發したと云はれて居る。

尙一九一一年には、カトリック協會アメリカ聯盟が、サロメその他カトリック教會で禁止して居る劇を上演するならば、之をボイコットするぞ、と劇場經營者を脅した事例もある。之は不買同盟ではなく、むしろ不見同盟又は不聽同盟であるが、矢張消費者ボイコットの一種であると見るべきである。

ドイツではビールが生活必需品である爲めに、ビール關係の消費者ボイコットの事例が、度々起つて居る。それはドイツの地方色を現はすものとして興味が多い。

その他、消費者ボイコットの事例は、無數にある。

右は、生活費の上騰に對するプロテストとしてのボイコットであるが、更に、アメリカの全國消費者聯盟がデバートメント・ストアや工場における婦人及び兒童、労働者の労働條件改善の目的で、多年行つて居つたボイコットがある。それはデバートメント・ストアの被傭者の勞銀、労働時間、衛生状態を調べて、良好なるものを、ホワイト・リストとして發表し、又工場を調査して、

工場法を嚴守して居る者に、消費者聯盟票 consumers' league label を貼つて賣出されることが行はれた。前の方法は餘り成功しなかつたやうであるが、後の方法は相當な効果があつたと云はれて居る。此等の方法は、積極的に違反者に對してボイコットを行ふのでなく、むしろ良好なるものを公表することに依て、消極的に、不良なるものをボイコットすることとなるのであるが故に、消極的ボイコット negative boycott の名で呼ばれて居る。

## 二、労働争議に於るボイコット

労働争議に關聯して行はれるボイコットには、労働組合の行ふボイコットと、雇主團體の行ふボイコットとの二つがある。勿論、ボイコットなる言葉を廣義に解するならば、労働者の直接行ふストライキ及び雇主團體の行ふロックアウトの二つも、労働の供給及び需用のボイコットであるが、此等は暫く置いて、その他の形態に就て一言する。

労働組合の行ふボイコットには種々な形がある。その最も緩和的なのは、ホワイト・リスト white list 又はフェア・リスト fair list と稱せらるゝものである。それはそのリストにある會社又は商社の方針が、労働組合の認めた主義に合致したものであることを、一般公衆又は組合員に示すものである。そして、通常この方法を遂行する手段として、組合票 union label なるものが使用される。



組合票は、労働組合の主義に合致する労働条件、労働状態の下に作られた商品に貼られるのであつて、一八七五年に、太平洋沿岸シガー職工協會 (Cigar Makers' Association of the Pacific Coast) が、組合票を使用して、之を貼用したシガーは、支那労働者に依て作られたのでないことを示したのが初めてで、その後廣く用ひられるやうになつた。次はユニオン・リストと稱せらるゝものであつて、それは特定の會社又は商社が、労働組合の主義に合致せず、労働者の取扱が不當であることを示す票である。多くは労働組合の機關雜誌に、「Unfair」又は「We Don't Patronize」と云ふ見出しの下に發表され、又組合本部の掲示場に公表される。次は狹義のボイコットで、それには三つの形態がある。第一は特定僱主の使用人に對して、その僱主の爲に働くことを止めしむる方法である。そして歩哨 picketing が、通常之を實行するために使用される。次は僱主の取引して居る卸商、製造業者などから、その僱主に對する材料の供給を斷絶せしむる方法である (Lieferungsboykott)。第三は組合員、同情者又は一般顧客をして、その僱主の商品の購買を止めしむる方法である (boycott on commodities)。

以上のうち、ホワイト・リストは消極的ボイコットとして、法律上適法なものとされて居るが、ユニオン・リスト以下の積極的ボイコット positive boycott は、ボイコット法律問題中の最も困難なる問題を提供するのである。そして聯盟及び各州の立法並に判例法、學說等に於て最も屢々取扱はれる對象を構成するものである。

以上労働組合のボイコットに對して、僱主側も同じくボイコットの戦術を使用するのである。先づ第一に、労働運動に活動するやうな労働者を、僱主側が合同して、僱はないことである。その方法としては、ブラック・リストが用ひられる。それは、秘密裡に行はれるのであるが、ブラック・リストが全国的に組織される場合には、ブラック・リストに載つて居る労働者は、國內何處に行つても、僱はれないことになるのである。そして職業紹介所等が之と聯絡を保つて、ブラック・リストの利用を容易ならしめるのである。ブラック・リストに就ても、その違法性が裁判所で屢々問題になり、又立法の對象となつたのである。所謂オープン・ショップ open shop とクローズド・ショップ closed shop との問題を中心として、それは重要な法律問題を構成するものである。

第二に、労働者に同情を示す個人又は團體に對して、ボイコットが向けられることがある。例へば、資本家又は僱主の團體が、労働運動に同情を示す新聞紙に對して、廣告の掲載を差止める如き、又労働組合の役員や會員を宿泊せしむるホテルに宿泊しない同盟をする。又組合運動を奨励するやうな労働運動に同情ある工場に對して、材料の供給を差止める如き、その顯著な方法である。



## 三、企業者又は商人の團體に依るボイコット

企業者又は商人の團體に依るボイコットは、同業組合を中心として行はるゝボイコットである。生産者、卸商、小賣商等は、それ／＼組合を組織して、それ／＼の利益を防衛する。そしてなるべく多くの者を、その組合に引き入れることに努めるのである。従て組合員と、同業組合に屬しない者との取引を禁止し、かゝる非組合員に材料の供給を止め、信用を與へることを止むる等諸種の形のボイコットで、組合員の利益を防衛し、その勢力を増進させると共に、組合員中組合の規約に違反する者がある場合には、之に對して諸種の形でボイコットを行ふのである。最近に於て、デパートメント・ストア、コーペラティブ・ストア、チェーン・ストア等の發達と共に、これらの店が、獨立に生産者から商品を購入する傾向が著しくなつたので、一面は、卸商の團體と此等の店との利益對立の問題が起り、他面、小賣商の團體の結束を著しく強める傾向がある。従て此等の諸種のグループに、ボイコットが諸種の形で行はれるようになった。此等に就ても屢々裁判所に問題となりつゝあるのであつて (Olliphant, Cases on Trade Regulation (1924), pp. 509—580; Alberts-worth, Cases on Industrial Law, pp. 483—527)。それは又、聯邦通商委員會 Federal Trade Commission の審査事項の一を形成して居る (Gerald C. Henderson, The Federal Trade Commission (1924),

pp. 278—287)。將來に於ては、この種のボイコットが重要な地位を占めるのではないかと見られる。この種のボイコットは總ての同業組合に依て行はれるのであるが、アメリカでは、材木商組合、藥種商組合等が度々之を行つて、法律問題を惹起した。

## 四、政治的ボイコット

殊に獨逸では、政治的鬭争とボイコットとが密接な關聯をもち、殊にホテル、料理店等が、ゾチアル・デモクラットの集會に部屋の使用を許さないとか、又その逆に、ゾチアル・デモクラットの集會の爲に部屋を貸さないホテルや料理店に對して、ゾチアル・デモクラットがボイコットを行ふと云ふやうな種類のボイコットが、數多く行はれた。そしてそれは一種獨特のボイコット形態として、學者の注意を惹いたのである (例へば Paul Oertmann, Der politische Boykott (1925); 尙ほアメリカの事例については (Laidler, op. cit., pp. 51—53)。

## 五、國際的ボイコット

以上は、近代的ボイコットの顯著な現れであるが、それと同時に、國際的又は準國際的ボイコットが、國民的又は民族的鬭争の武器として使用せらるゝに至つたことが注目せられねばならぬ。即ち所謂弱小民族乃至被壓迫民族が、強國の採つた高壓的な行動に對する報復として、又は國權回復



運動の戦術として、ボイコットが採用されるようになった。一九〇六年トルコがオーストリアに依るボスニヤ・ヘルツェゴビナの合併に關して、オーストリアに對して行つた猛烈なボイコット、一九〇五年移民法問題に關し、支那がアメリカに對して行つたボイコット、又明治四十一年辰丸事件以來、十數回に亘る對日ボイコットはその顯著なものである。又最近行はれつゝあるガンディー一派の非協力運動 non-cooperation の一つとしての排英貨運動 Swadeshi movement もその一つの現れであつて、準國際的ボイコットである。

國際的ボイコットの場合に於て、政府はボイコット運動に直接に關係せず、少くも直接に關係せざるものと宣言するので、表面上は、民衆的運動として現れるのが通常である。又最近の支那のボイコットのやうに、政府と一體不離の關係になつた國民黨が、公々然とかゝる運動を指導して居る場合、それは國家の指導の下になつと見るべきや否や、と云ふ微妙な國際法上の問題を提出するのである。

然し更に、國家自體がボイコットをする場合がありうる。それは殊に戰時中に起るのであつて、世界大戰中、聯合國、殊にイギリスの行つた獨逸との取引禁止は、最も徹底的であつて、その作成したブラック・リストは、中立國の人民にも及び、中立國人民にして、獨逸商人と取引する場合には、

更にブラック・リストに載せられてボイコットされることとなつたのである。この場合は、國家自ら行ふボイコットの顯著なるものである。そして又この種のボイコットの歴史的の事例は、一八〇六年十一月廿一日ナポレオンがイギリスに對して行つた大陸封鎖であることは周知の事實である。

戰時状態が成立せざる場合に於ても、國家自身がボイコットすることが考へ得られる。若しも滿洲事變又は上海事變に關聯して、アメリカに於る或種の論者が説いたところに從て、日本に對し經濟的ボイコットを行つたとしたならば、國家が自らボイコットを行ふことになるのである。かゝる場合、その事態は多くの條約違反を伴ふこととなり、殆んど戰時状態に似た状態が醸成されることとなるのである。

國家自ら行ふボイコットの一態様として、國際聯盟規約第十六條第一項の規定が注目せらるべきである。即ちそれは左の如くである。

第十二條、第十三條又ハ第十五條ニ依ル約束ヲ無視シテ戰爭ニ訴ヘタル聯盟國ハ當然他ノ總テノ聯盟國ニ對シ戰爭行爲ヲ爲シタルモノト看做ス他ノ總テノ聯盟國ハ之ニ對シ直チニ一切ノ通商又ハ金融上ノ關係ヲ斷絶シ自國民ト違約國國民トノ一切ノ交通ヲ禁止シ且聯盟國タルト否トヲ問ハズ他ノ總テノ國ノ國民ト違約國國民トノ間ノ一切ノ金融上、通商上又ハ個人的交通ヲ防遏スベキ



コトヲ約ス

更に複雑な國際的ボイコットの形式としては、一九二〇年アムステルダム國際労働組合聯合 International Trade Union Federation; Internationale Gewerkschaftsbund が、ハンガリー反動政府の労働者壓迫に對し、その「白色テロ」に對しボイコットを指令した事例がある。この指令に同意した各國支部は、ドイツ、オーストリア、チェコスロヴァキア、ベルギー、フランス、オランダ、スウェーデン、スウェイス、スペイン、アルジェンティン等で、英米の支部は之に加はらなかつた。この場合には、此等諸國の政府は關係しなかつたのであつた。このボイコットは、諸種の理由から成功しなかつたのであるが、國際的の團體である國際労働組合聯合が、特定國家をボイコットした點に、一つの新しいボイコットの態様があるのである。

國際的ボイコットにおいて、絶交の範圍は場合によつて趣を異にするのであるが、それは、極めて廣汎な範圍に及びうべきことは、最近における支那の行ふた對日ボイコットが之を示して居る。上海の某氏の研究によれば、現在支那において行はるゝボイコットの形態は、大體次の如くである。

一、日貨の排斥

(イ) 日貨を買はず

(ロ) 日貨を賣らず

(ハ) 日貨を運搬せず

(ニ) 日貨を使用せず

二、日本人との一切取引禁止

(イ) 日貨に限らず一般商品につき日本人との賣買を禁ず

(ロ) 日本人との銀行取引を禁ず

(ハ) 日本船舶に乗込又は貨物の積込荷卸を禁ず

(ニ) 日本人の倉庫を用ひず

(ホ) 日本人水先案内、仲買人、辯護士等を用ひず

(ヘ) 日本人に雇用されず

三、外國商人に對する掣肘

(イ) 外國商人との契約品を日本船に積むことを禁ず

(ロ) 外國商人が日貨を外國品として取扱ふことを禁ず

四、既存取引の破毀



- (イ) 既存契約の不履行
  - (ロ) 債務の不履行
- 五、日本人の營業妨害
- (イ) 使用支那人の退職脅迫
  - (ロ) 出入商人の監視掣肘
  - (ハ) 通信、交通、運搬の妨害
- 六、日本人の生活に對する脅威
- (イ) 食料品、日用品等の供給を斷つ
  - (ロ) 交通住居の不安
  - (ハ) 各種示威侮辱の宣傳
  - (ニ) 家庭使用支那人の退去脅迫

#### 四 近代的ボイコットの經濟的背景

ボイコット現象は、原始經濟の下にあつても、ギルドを中心とした中世の經濟組織の下にあつても、起つたのであるが、十九世紀の末から現代に至る經濟環境の下においては、特に集團的經濟闘

争の武器として、又は經濟的集團の完成過程を促進せしむる手段として、著しい發達を遂げたのであることが注目せられねばならない。勿論、ボイコットは現代でも、あらゆる社會關係について起り得るのであるが、最近に於ては經濟的ボイコットが、ボイコット現象中最も重要な地位を占めるようになり、他の形態のボイコットは、むしろ附隨的地位を占めるようになった。そして經濟的集團相互間又は經濟的集團と個人企業者間のボイコットが、その最も重要なものである。そして最近支那が行ふ如き國際的ボイコットにあつても亦、經濟的集團相互間又は經濟的集團對個人企業者間に行はるゝボイコットの洗練された技術が、殆どそのまま使用せられる傾向にあるのである。

經濟的集團の行ふボイコット中最も顯著なものは、労働組合が労働争議に關聯して、企業者に對し、又は労働組合の組合員に對し、又或は第三者に對して行使するボイコットである。それは「ストライキ」と共に労働組合の戦術中主なるものゝ一つを構成する。従てボイコット問題の道德的又は法律的批判が一般人によつてなされる場合には、主として、この種のボイコートを眼中に置いて、論議が爲された傾向がある。従てボイコットに就ての批判も、勞資間の闘争に就て抱かるゝ批判者の主觀的態度に依て色付けられた傾向が多分に認められる。例へば、ボイコットは「弱者の武器」であると云ふ漠然とした、しかし相當一般人の頭に懐かれる思想の如きは、明かにそれを物語るも



のである。勿論労働組合の行ふ組合戦術としてのボイコットは、経済的集團相互間に行はるゝボイコット中、最も重要なものゝ一ではあるが、然しそれは畢竟、より廣い現代の経済的過程に現はるゝ現象の一部を構成するものに過ぎないのである。従て、ボイコット現象を現代の経済機構に關聯せしめて、把握せんが爲には、より廣い立場から、ボイコット現象の経済的背景を理解することが必要である。

十八世紀末までの産業と労働とは、歐洲諸國を通じて、ギルド制度と徒弟制度とのレジームの下に立つた (G. F. Renard, *Guilds in the Middle Ages*, trans. D. Terry (ed. Cole, 1919); George Unwin, *Industrial Organization in the Sixteenth and Seventeenth Centuries* (1904); E. Levasseur, *Histoire des classes ouvrières en France* (1900))。

ギルドはその初め、國家とは獨立に形成されたものではあつたが、漸次相互間の競争を制限せんとする自然の欲求から、國家權力の發動が求められ、國家は漸次ギルドの内部的組成をも詳細に規律するようになった。従て其最後の發達階段に於ては、今日の同業組合のやうに、組合員の自由意志に基いて組織されたものではなく、寧ろ、國家のコンセッションによつて成立するかの如き外觀を呈したのである。斯かるレジームの下に於て、産業と労働とは、云はば國家のファンクションであつ

たのである。

國家によるギルドの統制は、ある觀點からすれば、當時に於る一般的社會組成の一表徴に過ぎなかつたものと見られるであらう。當時にあつては、社會機構全體が階級的に出來上つて居り、それらの階級には、國家の法律で認められた特權と責任とが、附着して居つたのであつた。社會構成は著しく、スタータス *status* の色彩で彩られたのである。斯かる一般的環境の裡にあつて、労働と産業とも亦、國家的統制の下に立ち、國家によつて附與された特權と義務との下に立つたのは、毫も怪しむに足りない現象だと見らるゝのである。そして、世人もそれを以て、當然であると考へたのであつた。

然し十八世紀には、この情勢が著しく變化した。ギルド制度はもはや、當然のことゝは考へられないで、それはむしろ、時代錯誤的なものと見られるようになった。そして職業の自由が強く要請されるようになったのである。自由競争のレジームへの要望が現はれたのである。サー・ヘンリー・メーソンの言葉を借りて云へば、スタータス制よりコントラクト制への轉換の機運が熟しつゝあつたのである。

十九世紀に於る經濟組織の特色は、それが、個人に依て、絶えず、偶發的に創造せらるるもので



ある點にあるものと云へるであらう。それは、最後の發達階段に於るギルドのやうに、國家法の所産ではないのである。それは寧ろ、國家の制定した嚴格な法規、並びに、國家機關に依る強い干渉に拘らず、展開したのである。それは、十九世紀以前の經濟組織と對蹠的地位を占めるものである。かゝる個人主義的な經濟組織の發現を促した因子は、勿論、多種多様であつて、それらの因子の合成に依て、近代的組織への轉化が行はれたのであらう。

フランス革命の後、フランスは個人主義的な法制の制定に依て、自由競争に基く個人主義的な經濟組織の基礎を確立せんとした。しかしながら、フランスの革命立法者が抑壓せんとしたギルドは、その生産方法において、極めて單純であつた。當時にあつては、生産者は、注文に應じて商品を生産したのである。従て、生産者は、大きな商品のストックを持たせることはなかつたのである。フランスの立法者の破壊したのは、かゝる企業者のギルドであつた。そして、かゝるギルドを破壊することによつて、各個人に、同一の生産方法の存續に着眼しつつ、職業の自由と、企業の自由とを與へんとしたのである。そして生産方法自身の革命から、彼等の與へた自由が如何なる形態を備へて展開するであらうかは、恐らく、彼等の豫見しなかつたところであらう。

しかし、十九世紀に於て、生産方法自身が著しく變化した。「蒸氣」の利用と「機械」の發明がかゝる變化を齎す出發點をなした。先づ、新しい機械の使用は、商品の大量生産 *mass production* を可能ならしめた。小さな仕事場は漸次大きな工場に、變つて行つた。企業者は買主の注文を俟たず、その見込に依て、生産を行ふことになつた。そしてそれが爲に必要な高價な機械を買入れ、又は賃借して行く必要上、企業者は、必然的に、大量生産を繼續的に行ふ必要に迫られた。斯くして、企業者の最大關心事は、「商品の處分」と云ふ點に集中した。商品の捌け口を見出すことが彼等の最も苦心する點となつた。事態は最早、消費者が、生産者を見出すのではなくして、却て、生産者が消費者を見出すこととなつたのである。従て産業は一つの著しき投機的な企業となつたのである。この生産方法の變化は、市場に於る商品の種類と量とを著しく増加したが、それと同時に、蒸氣の利用に依て、運輸機關の革命を齎し、商品の運送は、著しく迅速さを増した。そして従來は、離れ／＼に孤立して居つた市場が、互に密接な交渉をもつようになつた。斯くの如くにして、企業者は其の生産する商品に對し、新しい販路を見出すことを得たのであるが、同時に又、新しい競争者をも見出すことに立ち到つたのである。斯くして生産者は、大量生産から生ずる過剰生産の危険と共に、競争品が遠隔の地から、否、外國からさへも、既に商品の過多に苦しむ市場に侵入して來る危険に曝されたのである。



企業者間の競争は益々精鋭化した。各企業者は、精巧な機械の設置と、生産組織の改善とに依て、商品価格の低下に努めた。だが一方極端な競争の爲に、商品賣却に依る利潤は少くなると共に、精巧な機械の購入と、益々上騰する労銀の支拂とは、企業者の出費を著しく増大した。この事態は、益々企業に投資される資本の危険率を高めたのである。過剰生産から生ずる恐慌に依て、多くの企業は破産の憂目に出會つたのである。

斯かる事態は、企業者に強い心理的な影響を與へざるを得なかつた。「孤立の感じ」「不安の念」は強く企業者を襲つた。不安の念と共に、投機、獨占、大企業主義の傾向が生れた。

かくの如くにして、個人的企業は漸次團體的企業へと推移した。團體的企業は會社組織、殊に株式會社組織の形態を取るに至つた。そして之に依て効果的に成立するに至つた大企業主義は、大量生産と市場の獲得とを容易ならしめ、よく自由競争に堪えしめることとなつた。同時に大企業の出現は、大きな社會的波紋を描き出した。小企業のレジムの下にあつては、雇主と徒弟とは、一緒に働き、同一の社會階級に屬した。然るに大企業のレジムの下にあつては、企業者と労働者との間には、深い溝が築かれた。教育と社會的地位とを異にする二つの階級が、明確に成立した。雇人は最早や昔のやうに、やがては主人となる機會が漸次無くなつて來た。其處に「労働」と「資本」との

激しい闘争が醸成された。

大企業の發展を促したその同じ動因は、生産者組合の運動へ導びいた。企業者の組合は大企業の發生前から存在して、關稅、労働組合に對する對策等、一般的利害關係のある問題に就て協議したのであつた。しかし、激烈な競争、過剰生産の危険等に面接した企業者は、益々團結の力に依て、盲目的な競争をなくし、市場をコントロールして、最大の利益を擧げんとしたのは當然と云はねばならない。その最も簡単な形態は、價格、生産、販賣地域等に關する紳士協定 *gentlemen's agreement* であり、更に進んで、トレード・アソシエーション及びカルテル等の形を採る傾向を生んだ。トレード・アソシエーションとカルテルとは、生産者の任意的組合であつて、企業單位を變更せず、各企業者に自治を許し、只販賣價格、一定率に依る生産制限、販賣地域等に就て、契約が締結されるのである。それは、自由競争の「合理化」であり、經濟の領域に於る「國家聯合」である。

更に、競争の地位に立つ同種企業者間の支配の共同が試みられる。例へば、同一人が數個の會社の取締役となる形式、株式交換に依て互に利害を共同にし、取締役を共通にするインタロッキング・ディレクトレート *Inter-locking directorate*、利益共同 *communauté d'intérêt*、*Interessengemeinschaft* 等々の形式、數個の會社の株主が、その株式を受託者に移轉し、その持分を表示する信託證



券を取得する方式、各會社の株主が、その有する議決権のみを受託者に委任するヴォーテイニング・トラスト voting trust の方式、持株會社 holding company の方式、等によるトラスト trust、數個の異つた部門の諸産業を包容するコンツェルン Konzern、そして最後に、企業の單位を擴大する「會社合併」 amalgamation, consolidation, merger 等の仕組が漸次成立したのである。

そして此等結合の形態は、横斷的 horizontal 即ち同一生産過程に於る同種企業の結合であることもあるし、縦斷的 vertical 即ち生産過程を初めから終りまで、縦斷的に結合せしむることもあり得る。又此等の結合は、國內的であるばかりでなく、更に進んで國際的な形態をとることゝなつた。そして金融資本の壓迫は益々この傾向を助長せしめたのである。

右の傾向のうち、今カルテルを例として取上げて見る。

リーフマンに依れば、カルテルは市場の獨占的支配を目的として、同一部門の企業者が、各自その獨立を保ちつゝ締結する自由協定である (Liehmann, Kartelle, Konzern u. Trusts, (1927) s. 10 尙ほ福田徳三、經濟原論教科書「全集第一集」一三一頁、河田嗣郎、經濟學原論、「現代經濟學全集第三卷」二二二頁參照)。従てその特質は、(一)自由協定に依て設定せられること、(二)組成員は、原則としてその獨立性を失はないで、只或る點だけで自己制限を行ふこと、(三)自由競争を

制限して、市場の獨占を目的とすることの三つにあるものと云へる。

カルテルは、供給の規律を原則とするが、ある場合、需要の規律(共同購入)、をすることもある。大量購入、掛引き上の利益等から、材料の購入が有利になされ得るからである。又供給の規律と需要の規律との兩者に涉ることのあることも、勿論である。

供給の規律方法も諸種の形態をとる。所謂販賣條件協定カルテルにあつては、價格以外の販賣條件、即ち販賣價格の割引歩合、信用貸借期、運賃、包装等に關する協定であつて、これのみでは最も微溫的なカルテルである。次は價格協定カルテルであつて、販賣價格の最低限度協定であつて、それ以下では賣出さぬことを約するものである。然し價格のみが協定された場合には、各企業者は自由に生産方法を改善することが出来る。間もなく過剰生産が起る。そして協定價格は維持できなくなつて、カルテルは解消する。其處で生産協定カルテルが組織される。組合員に對して、生産額を割當て、之を超ゆることを許さないのである。この方法は極めて有力であつて、價格維持が可能となり、恐慌の場合、之に對する對策が割合に有力である。更に又販路協定カルテルがある。各組合員に對して、販賣區域を定るのである。

以上諸形態のカルテルは、更にカルテル直屬の統制、監督及び販賣の中央機關をもつ場合、更に



有力なものとなる。斯かる機關はコオペラティヴ、有限責任會社、株式會社等の法律的形態をとり、注文を纏めて受け、之をその組合員間に分配し、生産物を一手に販賣し、利潤は協定率で組合員に交付する等のことをするのである。所謂高級カルテル之れである。高級カルテルの下にあつては、生産者と顧客との關係は全部斷ち切れ、各企業者は、中央機關の注文に應じて生産するだけの機能しかもたないことになる。斯かる事態が発生した時、それは「合併」と間髪を入れないことになるものである。

カルテルの成立は、諸種の經濟的集團に對して、著しい經濟的變化を齎す。カルテルは、價格維持を目的とするのであるが故に、消費者に對して、利害の對立があることは勿論である。從て消費組合運動に依て、之に對抗せんとする情勢を促す。然し消費組合に依て強いカルテルに對抗するのは、頗る困難である。労働者は、労働組合の組織が発達せざる場合には、不利益な地位に立ち得るが、労働組織の完成と共に、コレクティヴ・バーゲニングに依て、賃金と労働條件とを合理的に規律し得ることになるから、必ずしも不利でないとも見られうる。然し兎に角、益々労働組合運動は刺戟されることになるのは勿論である。カルテル外に立つ獨立企業者は、カルテルの正に撲滅せんとする對象をなすのであるが故に、カルテルに對抗して、縱斷的合同、供給者との排他的契約等の

方法 exclusive contract で、之に對抗することに成る。之れ又或る形態に於る集團化の道程を辿ることになるのである。商人は、漸次從來の機能を奪はれることになる。從來の生産者は、需要供給の關係に就て、正確な知識をもたなかつた。從て商人は、生産者のこの無智を前提とし、生産者と消費者との間に介入して、一面、大なる危険を負擔すると共に、他面、多大な利益を獲得する一種の投機者であつた。生産者からは、商人は搾取者に見えるが、それは又生産の安全辨をなして居た。然るに、生産者自體がカルテルを作つて、價格を安定させ、その生産を需要に順應せしめることを知ると共に、カルテルは生産を支配すると共に、分配をも支配するようになる。商人の機能を自ら行ふことになるのである。從て商人の存在理由は失はれる。商人は、生産者の「使用人」又は「代理人」に變質せざるを得ないことになる。蓋しカルテルは卸値段を定めるばかりでなく、小賣値段をも定めるに至るからである。商人は之に對して、勿論對抗せんとして聯合するが、その數が多いのと、生産品の數が雜多な爲に、その主張を貫徹することが困難である。然し兎に角、斯かる集團化が行はれて、生産企業者と對立することになる。

斯くの如くにして、經濟的集團は、之に對抗する經濟的集團を生み出すことになる。そして全經濟生活は、著しい變化を受ける。現代の經濟組織は、かゝる集團化の過程にあるものとして、特徴



づけられうるものである。そしてそれに伴ふ激しい闘争に依て、新しい經濟組織が生れ、形成されつゝあるのも見らるゝのである。その過程は、或意味で、新しい社會的均衡を得る爲の闘争であることが出来る。各經濟的集團が、それ自身の統一と内部的統制とを獲得する爲の闘争、生産より分配を経て、消費に至る各階段を表現する各集團の支配的地位を得る爲の闘争、殊に使用者の集團と労働者の集團とのほげしい闘争、消費者の集團と生産者及び商人の集團との闘争、闘争の様式は多種多様であつて、極めて複雑である。そしてかゝる闘争は Kampf um's Macht であると同時に、Kampf um's Recht である。此等の闘争から如何なるものが生れるかは、今暫く問題としない。

だが然し、對立はもはや個人相互間であるよりも、集團相互的となりつゝあることが着目されねばならぬ。そして「ボイコット」なる戰術は、その集團性の故に、特に斯かる集團的闘争の武器としての重要性を獲得するに至つたのである。生産者の團體は商人又は原料供給者を抑制する爲に、商人の團體は生産者の壓制に對抗する爲に、労働者は労働條件を改善する爲に、消費者は商品價格を低下せしむる爲に、何れもみなその取引の相手方に對して、ボイコットを行使する (Primary or secondary boycott)。又各集團は、集團外に在るものを、その集團に引入れる爲に、又はその集

團内部の規律を守らしむる爲に、又第三者たる原料供給者、顧客等を強制して、その集團に味方せしむる爲に、ボイコットの戰術が用ひられるのである (tertiary boycott)。

かくの如くにして、經濟的集團が經濟的目的の爲に行使する、技術化されたボイコットの戰術は、更に、他の種類の集團、即ち、社會的集團 (例へば、矯風會) 又は政治的集團 (例へば、政黨) によつて、直接には經濟的目的の爲めでない、より理想的な目的の遂行に轉用せられることになつた。そして、最近に於る、所謂弱小民族の行使する國際的ボイコット又は準國際的ボイコットなるものも亦、この部類に屬するものである。

勿論、國際的ボイコットのうちでも、純經濟的目的から遂行される場合もある。例へば、英國が勞農ロシアの木材をボイコットしたやうな場合は、純經濟的目的をもつボイコットである。しかしながら、土耳其のオーストリアに對して行使したボイコット、印度の英國商品に對し行ふボイコット、支那の對米、對英、竝に對日ボイコットの如き場合には、政治的目的が第一次的であると見らるべきである。只最近の支那の對日ボイコットのやうな場合には、第二次的に、自國の産業化と云ふ目的と結合し、非公式保護關稅の機能をもちうるのである。かゝる場合には、自國企業家は自己の經濟的見地から、財的援助を惜まないことになり、ボイコット運動者が運動費に不足しない爲め



に、運動に永續性を與へうることはあるのである。しかし、それは畢竟、第二次的目的であつて、第一次的目的は、直接、經濟的利益を目的としない政治的なものであると見るのが妥當であると信ずるのである。

ボイコットなる戦術が効果的にはたらくや否や、如何なる條件の下に、それは効果的にはたらくやの問題は、各種のボイコットについて、又ボイコットが行はれる各場合における事態の特種性に照して、一々個別的に研究さるべき問題である。從來この點についての研究は、主として、商品ボイコットが生産者に及ぶ影響に集中して、他の形態のボイコットには及んで居らないやうである。國內的ボイコット中、労働組合の行ふボイコットについては、労働組合の戦術と云ふ實際問題として、アメリカ、ドイツ等の労働組合の幹部達によつて研究され、又その總會等で討議された。又學者の研究もある (Laidler, op. cit., 85—6, 117 seq., 160—6; Wolman, The Boycott in American Labor Unions, 100—28; Retzbach, op. cit., 55—65; Waltershausen, Boycotten, ein neues Kampfmittel der amerikanischen Gewerksvereine, in Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik (1885), s. 13 seq.; von Heckel, Der Boykott, in Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik (1895); Handwörterbuch der Staatswissenschaften (Boykott))。そして、國際的ボイコット、殊に支那の對日

ボイコットに就ては、特に我が國の官廳、商工會議所、經濟聯盟等によつて行はれた統計的調査も數多くあり、又外國人に依る研究も無い譯ではない (例、John E. Orchard, Japan's Economic Position, pp. 452—74)。しかしこれらの調査は、學問的には、未だ不完全の域を脱しないやうである。

一般的に論ずるならば、

(一) ボイコットを成功に導く最も重要な因子は、ボイコットを行ふ組織が充分強く結束されるか否かである。労働組合が行ふ商品ボイコットの場合でも、假令労働組合組織そのものは強くても、ストライキの場合程、このボイコットの爲めの結束は取られ難いことが多い。企業者カルテルの行ふ材料供給ボイコットの 경우에는、この結束は、割合に容易のやうである。それでもある場合には、反つて、組合員がカルテルから脱退して仕舞ふやうな場合が往々起るのである。國際的ボイコットの 場合には、組織が廣汎に涉らない限り、特定國に死活的な經濟的打撃を與へることは困難である。従て、ボイコット組織を強むる爲めに、違反者に制裁が課せられるが、多くの場合、違反者を發見することが容易でない爲め、効果的でない。國際的ボイコットの 場合、國家自ら行ふときは最も効果的である。しかし兎に角、ボイコッタとボイコッタントが充分に結束することは、成功の第



一因子である。

(二) ボイコットを受ける者の経済的地位は、ボイコットの目的が達成されるや否やに大きな關係ある因子である。例へば、ボイコッティがカルテル、トラスト、コンツェルン等によつて強く結束されて居るや否や、その商品が獨占的であるや否や、又對應策が如何に巧妙に行はるゝかによつて、ボイコットの成否が定まるのである。近代において消費者及び労働組合に依るボイコットが効果性を失ふようになったのは、主としてこの因子に基くものである。又國際的ボイコットの場合には、ボイコットを爲す國が産業の發達しない支那の様な國で、ボイコットを受ける國が、産業の發達した國である場合に、最も効果的である、之に反し、英國の様な國がその必要とする食料品の輸出國、又は英國商品の輸入國をボイコットをする事は、殆んど絶望的である。

(三) ボイコットの原因が如何なる性質のものであるかは、又ボイコットの達成に大きな關係をもつ因子である。國民鬭争、民族鬭争等の場合は、原則として、他の集團的鬭争の場合よりも人心を動かすやうな形で現はれるのである。それでも、その原因如何で強弱の度が定まる。

(四) 法律の状態と政府の態度とは、ボイコットの成否に大きな影響をもつ第四の因子である。ボイコットが違法とされ、ボイコットを行ふ者が刑事上又は民事上の責任に問はれるやうな場合に

は、ボイコットは成功せざる傾向がある。又國際ボイコットの場合に、政府の態度が嚴重なときは、ボイコットは成功しない傾向がある。

(註) 最近上海事件を中心として、アメリカに對日ボイコット論が起つた際、太平洋問題調査會米國部 (American Council, Institute of Pacific Relations) が、本年三月九日に公表した覺書は、國際的ボイコットの實際の効果を評價する一つの試みとして興味ある故、左に之を引照する。

對日ボイコット覺書

(一) 日本に及すべき結果

ボイコットのうちで、最も戦争に近き形態をとらうるものは、食料品に對するボイコットである。……日本はこの點で、餘り弱味はない。日本人は一年間に、頭割約五〇〇キログラムの食料品を消費するが、その中、輸入額は二〇キログラム以下である。一九一四年のドイツが一分五分、今日のイタリヤが二分の食料品を外國に求めるのに對し、日本は僅かに四分乃至七分に過ぎない。武器及び原料品についての日本の自給自足の程度は之を測定することが、より困難である。年々の輸入統計は、石油と綿とを除いて、如何なる物品についても、外國の輸入に俟つ部分の餘り多くないことを示して居る。日本國內にある鐵道では長期の軍事行動には不十分であらうが、滿洲に在る鑛物の利用は、日本海軍によつて、容易に保護され得る。綿と石油とは近代式な戦争に缺くべからざるものであるが、これらについての日本の供給能力の程度は不明である。

信用ボイコットが、一等國に對して効果的に行はれるかは疑はしい。日本に對しては、只外債を必要とする外國貿易に對するボイコットについてのみ信用ボイコットが行はれる。日本の産業は外國貿易に影響されることが多い。けだしそれは、外國の原料品と外國の市場とに頼ることが、比較的が多いからである。しかし、日本の國民は、外國貿易の影響を受けることが、割合に少い。けだし日本の頭割外國貿易は三〇弗三〇仙で、米國の七五弗七〇仙、英國の二一七弗七〇仙に比して、遙に少いからである。



日本の主な輸出品たる生絲と絹織物との輸出は北米合衆國がボイコットに關與すれば、麻痺するであらう。そして、多くの商會社は、破産を免れないであらう。日本の全工場労働者の一割八分は生絲紡績に従事して居るが、しかし、日本の工場労働は國民の一割を養ふて居るに過ぎない。殊に養蠶と生絲紡績とは、小さな一部分農業的なユニットに集中されて居るので、國際的ボイコットの及す直接の苦痛を測定することは困難である。

(二) 北米合衆國に及すべき結果

如何なる形のボイコットが問題となるとしても、北米合衆國が最も重要な地位に立つのである。けだし米國は、日本の外國貿易に於て最も主要な地位を占め、且つ隣國であるために、ボイコットに次て起るべき戦時封鎖又は軍事行動に於て、直接の利害をもつからである。世界の主要國が日本の外國貿易についてもつ分前を、一九三〇年における輸出入總額に對するパーセンテージで示せば左の如くなる。

	日本よりの輸出額	日本への輸入額	日本よりの輸出額	日本への輸入額
北米合衆國	三四・四	二八・六	支那	一七・七
英 國	四・一	六・〇	英領印度	八・八
				一一・七

綿と生絲とが日米貿易關係で歴史的な地位を占める。……ボイコットは直ちに米國の一・六四八の絹工場に影響する。これらの工場はその使用する生絲の八割五分を日本から輸入し、一三六・九七八人の職工を使用して居る。近似の絹工業に従事する一六三・〇二人の職工も、重大な影響を被ることになる。更に記憶すべき點は、絹工業の一部が既に經濟不況の影響を被つて居ること、米國は恐らく追々フランスと支那とに絹の供給を求めることが出来るに到るであらうこと及び絹に對する需要をレイヨンで間に合せるようになること等である。茶、樟腦、陶器、蟹肉は、比較的アメリカの職工に關係する處が少い。

綿産業は、綿に對する米國の主要市場たる日本をボイコットするようになれば、益々現在の不況を深めることになるであらう。

一九三一年に、日本は米國棉花輸出總額の四割丈を買つて居るので、それは全生産額の一割二分になる。この數字は、前諸年度に比して、著しい増加を示しておるので、それは諸種の要因に基くものである。しかし、現在の世界の状況では、現在の値段で新しいはけ口を見出すことは、非常に困難である。

鐵、鋼鐵、石油、木材、自動車、器械、電氣の諸工業は影響を受けるが、それは重大ではない。船舶業も打撃をうけるが、海運による米國の外國貿易の三割二分丈が、米國旗の下で行はれるので、日米貿易の大部分は、日本船でなされるのである。米國の日本に對する投資額は四五三・五三九・〇〇〇で、米國の外國投資の一分八厘である。日本における米國居住民は二・七一五人であると云はれて居る。

(三) 他國に對する結果

日本の他國との貿易は、米國の場合のやうに、單一の商品が優越的地位を占めてはゐない。武器は從來ドイツ、イギリス、ベルギーから、鐵礦は英領印度から、輸入された。蘭領東印度は、近年日本の石油の供給を仰ぐ主な國となつた。支那の排日貨は少くも名義上は非公式的であるから、日本品の輸入に打撃を與へることは割合少いことが記憶されねばならない。

ボイコットの提案についての重要な一面は、ソウイェット・ロシアの態度である。日本とロシアとの貿易は、過去に於ては少なかつた。國際聯盟の加盟國と北米合衆國とによるボイコットの場合には、ロシアは、日本の希望によつて食料品と石油とを日本に供給するであらう。しかし、武器又は器械の供給は取るにたぬ程度であり、綿の供給と信用とを日本にも與へることは全然不可能である。(以下略)

六、ボイコットの概念とその態様

ボイコットの概念を、正確に定めることは、至難のことである。ケツナーが、ボイコットを以て、



定義を許さない「カメレオン」であると云ひ、(Ketzner, Der Organisationszwang, s. 344.)、又オークスが、ボイコットなる言葉は「漠然たる意味をもつのであつて、正確なエキゾースティヴな定義は、未だ與へられたことがない」(Oakes, Organized Labor and Industrial Conflicts, p. 602.)と述べて居るのは、確かに、その通りであるやうに思はれる。私は英、米、獨、佛のボイコットに關する辭典や、著書や、論文や、判例等に現れたボイコットの定義を比較してみたのであるが、各人各別で、殆んど一致を見ないのであることを發見した。そしてこの概念決定上の混亂を來す要因としては、左の諸點が擧げられ得る。

(一) ボイコットは法律で定められた法律的概念でなく、それは寧ろ、社會的概念である。それは社會現象の一部をなすものである。そして、社會現象は密接に相關聯するものであるが故に、ボイコット現象だけを、他の同様の社會現象から切離して、その境界線を明瞭に劃することは、事物の性質上、困難である。

(二) ボイコットなる言葉の起源をなした、アイルランドの古典的事例の場合には、「一切の社交的經濟的關係の斷絶」が目標であつたが、その後起つた近代的ボイコット、殊に企業的及び勞働的ボイコットでは、社會關係中のある部分、特に、經濟的關係の斷絶のみが、ボイコット中最も顯

著なものとなり、しかも、經濟關係の斷絶中の、ある種のものゝみが、特に選出されて用ひられたのである(「不賣」「不買」等)。そして、又勞働組合の行ふボイコットが、中心として、一般から考へられるようになった。従てボイコットの概念も、之に依て影響を受けた形跡が多分にある。

(三) より古くから存在して居つた「ストライキ」や、「ロックアウト」のあるものは、理論的には、ボイコットの一の現はれと見らるべきであり、それは勞務關係に就て起るボイコットの一態様であるに拘らず、ボイコットと此等のより古い傳統的な概念とを、無理に區別せんと試みた爲めに、ボイコットの概念が、著しく歪められた傾向があつた。

(四) 法律家がボイコットの取扱はんとする場合は、社會現象としてのボイコット中、違法なるものゝみを「ボイコット」の概念中に入れ、然らざるものを「ボイコット」の概念から排斥した傾向がある。或は又その逆に、その適法性を示すために、違法なる要因を排除して、ボイコットの概念を定めた場合もある。

(五) 多くの著者は、その著書のうちで、著者が主として取扱はんとする、ボイコット現象を対象として、ボイコットの概念を定めんとした傾向がある。(註一)

(註一) Oakes, The Law of Organized Labor and Industrial Conflicts, p. 603 note 4 には、判例に現れたボイコットの定義



が、多数集められて居る。

それ以外に注目すべきものとしては次の様な定義がある。“A combination formed for the purpose of restricting the markets of an individual or group of individuals.” (Wolman, The Boycott in American Trade Unions, p. 12) “An organized effort to withdraw and induce others to withdraw from social or business relations with another.” (Laidler, Boycotts and the Labor Struggle, p. 27) “a concerted effort to withdraw and induce others to withdraw from economic or social relations with offending groups or individuals.” (Laidler in Encyclopaedia of the Social Sciences, under tit. boycott.)

尙、歐大陸の學者の定義中、注目すべきものは、その如き定義がある。“Ein Kampf, Zwangs- und Machtmittel, welches darin besteht, dass eine Mehrheit von Personen sich planmässig verabredet, eine bestimmte Person, bestimmte Personen, oder Personengruppen zu massregeln, um hierdurch wirtschaftliche und oder soziale oder politische Vorteile für die direkt Beteiligten und oder eine andere Person oder andere Personen zu erwirken” (Kleeberg, Beitrag zur Revision der Begriffe Strike, Lockout und Boykott, in Schmollers Jahrbuch, (1904, s. 257) “Boykott ist die zwecks Beeinflussung oder Massregelung einer Person gegen sie (oder eine andere mit ihr verbundene Person) planmässig geübte und verabredete Verweigerung sozialen Verkehrs” (Retzbach, Der Boykott (1916, s. 4) “Ein gegen bestimmte Personen gerichtetes Druckmittel, diese Personen zu einem bestimmten rechtsgeschäftlichen Verhalten öffentlichrechtlicher oder privatrechtlicher Natur zu veranlassen. Es besteht in der Verhinderung an der Vornahme von Rechtsgeschäften” (Krückmann, Der Boykott in Lohnkampf (1918), s. 4) “Der in bewussten und gewollten Zusammenwirken betätigte Entschluss mehrerer Personen oder Personenkreise, die geschäftlichen, beruflichen oder als Produzent oder Lieferant von Ware oder Arbeit die geschäftlichen Beziehungen zu einer oder mehreren Personen zu meiden.” (Zschaler, Boykott, Sperre, Aussperrung,

Streik, Ausstand, Verruf im Lichte des geltenden Rechts, (1917), s. 2) „Ein gesellschaftliches Zwangs oder Disciplinarmittel, kraft dessen die Veranstalter gewisse andere Personen zum Abruch rechtlicher oder persönlicher Beziehungen zu den damit zu treffenden Dritten oder doch die Nichteingehung solcher Beziehungen mittelst (te-oder Verbotes zu bestimmen suchen” (Oertmann, Der politische Boykott, (1925), s. 1.)

“Le boycottage est le fait, par une pluralité d'individus, de s'abstenir simultanément, après en avoir convenu d'une manière expresse ou tacite, de conclure des contrats d'un certain genre avec une ou plusieurs personnes déterminées ; ou le fait, par un ou plusieurs individus, de contraindre autrui à s'abstenir de conclure des contrats d'un certain genre avec une ou plusieurs personnes déterminées ; — cela afin d'obliger la ou les personnes mises au ban à observer telle ou telle attitude active ou passive.” (Vodoz, Le boycottage en droit civil suisse, (1926), p. 13.)

多種多様な姿をとつて現れるボイコット現象の概念を定むるに就て、三つの點に着眼することが妥當であると思ふ。第一は、それが多數人の協同行動の姿をとつて現れる點であり、第二は、その行動の内容が、他人との社會的關係——經濟的乃至社交的——の斷絶である點であり、第三は、かかる行動の動機は多種多様であつても、少くもそれが他の特定人を害する意志で行はれる點である。この三つの點は、ボイコット現象の要素であると思はれるのである。従て、「ボイコットは特定人を害する意志で、その者との社會的關係を斷絶する多數人に依る協同的行動である。」



と定義することが出来る。今この定義を中心としつゝ、ボイコットの概念を明かにしてみよう。

一、ボイコットは、多數人による協同的行動である。多數人による協同的行動であることは、それが一つの群集的な行動であることを意味する。従て、Aが單獨にBの商品を買はないとか、或はその他の形で、Bとの社會的關係を斷絶することは、ボイコットの概念から除外されることとなるのである。この點は殆んど全部のボイコット論者の一致するところである(註二)。又或る個人たる工場主が、その被傭者をロックアウトする場合も、ボイコットの概念から除外されることとなるのである。多數人とは何人以上であるかは、事物の性質上、明確に之を定むることは不可能であつて、各場合の事情に依て、常識で定める外はない。更に又多數人たるA、B、C、D等が、その間に何等の連絡なくXから物を買はない場合、又はその他の形式で、Xとの社會關係を斷絶する場合も、協同的行動でないが故に、ボイコットの概念から除外されねばならない(註三)。獨逸學者の或者が、右の二つの場合は、Abkehrであつて、ボイコットではないとするのも、同一主旨である。又米國の學者が、ボイコットはcombinationである。又はconcerted effortであり、confederationであるとするところから、同一の結論が生ずるのである。

(註二) Cheney, in Political Science Quarterly, Vol. IV, p. 274. (1889) は "A boycott might be initiated by a single

person as by a combination" 云々の語句を引く (Cooke, The Law of Combinations, Monopolies, and Labor Unions, 2 ed., (1905) p. 51 note 3) 然し斯かる説は極めて少數であると云はねばならぬ。

(註三) 尤も、俗語としては、A、B、C、D等の間に聯絡なき場合も、ボイコットと云ふ場合がある。例へば、The Standard Dictionary の to boycott の項 (c) に "to refrain from the use of; as will the world boycott German goods?" 云々の場合は、この通俗語法であると思ふ。

この點に就し、Davis の Starret (1903), 97 Maine 568, 55 Atl. 516 中 "As the word 'boycott' first came into use, it undoubtedly did embody the notion of combination; but it quickly and generally came to have a more enlarged sense, and is commonly colloquially used to express a certain amount of injurious discrimination without any special agreement or understanding on the part of those who discriminate" 云々の語句。 Cf. Oakes, The Law of Organized Labor and Industrial Conflicts (1927), p. 607 note 11.

説明の便宜上、暫く複雑なボイコット形態を省略して、簡単に説明すれば、協同的行動は、大體二つの形態をとつて、現れるものと云へる。

(イ) A、B、C、Dが協同して、Xとの社會的關係を斷絶する場合。

この場合には、A、B、C、D等の間に、協同關係が成立するのであるから、一のボイコットの構成することとなることは、明かである。そしてこの場合にはボイコットのなす者と、ボイコットの受ける者とが、直接に相對立することになるので、通常斯かる場合を、第一次的ボイコット Primary



mary boycott の名で呼んで居る。ボイコットが斯かる形態をとることは、近代的ボイコットの場合には、同盟罷業を除いては、割合に少いのである。ボイコットに就いての、私の概念構成から云へば、通常の同盟罷業は、第一次的ボイコットの一種である。

(ロ) Xと争のあるYが、第三者たるA、B、C、D等を強制して、Xとの社会的關係を斷絶せしめる場合。

この場合も、Y、A、B、C、D等の中に、協同關係が成立するのであつて、ボイコットの概念中に入るのことは、勿論である。然し、(イ)の場合と異つて、Xと社会的斷交を行ふものは直接には、A、B、C、Dであつて、Yは只間接に、即ち、A、B、C、D等を通じて、Xと相對立するのである。この場合を通常第二次的ボイコットなる言葉で呼ぶのである。この形態をとるボイコットは、現代的ボイコットの通常な形態である。

今先づ、通常の形態たる第二次的ボイコットに着眼しつゝ、ボイコット當事者を觀察すれば、それは左の三當事者となる。

(イ) ボイコットを命令し、之を強要する者、即ち、右の例で云へば、Y

(ロ) ボイコット命令が向けられ、且つ之を實行する者、即ち、右の例で云へば、A、B、C、

D

(ハ) ボイコットを受ける者、即ち、右の例で云へば、X

今假りに、(イ)をボイコッタ boycott (ロ)をボイコッタント boycottant (ハ)をボイコッタイ boycottee と云ふ言葉で現すこととする(註四)。

(註四) 米國の學者は(イ)と(ロ)とを區別せずして、單に boycott と云ひ(ハ)を boycottee と云ふやうである。そして、特に(ロ)を示す言葉を使用しないやうである。獨逸の學者、殊に Oertmann は(イ)を Verrüher (Boykottierer)、(ロ)を Adressanter (Ausfühler)、(ハ)を die Verrufene と呼んで居る (Oertmann, Der Politische Boykott, s. 10.)。又 Vodoz は(イ)を boycotteur (ロ)を l'adressataire (ハ)を boycotté と呼んで居る。私は、この三分主義が、ボイコット現象を明かにする爲めに有益であることを認め、且つ英語で表現する方が、分りやすい故、(イ)をボイコッタ、(ロ)をボイコッタント、(ハ)をボイコッテイと云ふ言葉で現して、議論を進める。

ボイコッタは個人である場合もあり、集團である場合もある。ボイコッタが個人である場合は、例へば、個人經營の企業者、新聞紙經營者が、ボイコッタと見らるべき場合である。一定の集團がボイコッタたる場合は、例へば、或る工場の被傭者が協同して、その雇主をして、不人氣な工場監督を追出さしむる爲め、ストライキを以て威嚇する場合のやうに、ボイコッタが、組織せられない集團であることもあるし、又、労働組合、カルテル、政黨等、法律上は法人ではないが、一定の内部



的組織をもつた社團、即ち、人格なき社團であることもある。或は又更に、法律上法人格をもつた會社、又は國家であることもある。國際的ボイコットの場合に就て見ると、例へば、世界大戦中、英國が獨逸に對して行つたボイコットの如きは、國家が、ボイコッタたる顯著な事例である。又前に掲げた國際聯盟規約第十六條第一項の制裁としてのボイコットは、國家又は國家の集團が、ボイコッタとなることを豫見したものである。

ボイコッタは、理論上、之をボイコッタ、教唆者又はその補助者と區別して、考へらるべきである。例へば、或人が労働組合に對して、一定の事實を報告し、之に基いてボイコットが命ぜらるゝやうな場合には、労働組合自身がボイコッタであつて、事實報告者は、場合により、ボイコッタの教唆者又は補助者と見らるべきものである。ボイコッタ自身であると見らるべきではない。但し具體の場合には、或人がボイコットの教唆者であるか、又はボイコッタ自身であるかの認定が、困難であることであるのは勿論である。

ボイコッタントは、個人、法人、又は人格なき社團であることもある。例へば、組合労働者が、或る工場を組合化する爲めに、労働組合に屬しない労働者の解雇を、個人又は法人たる雇主に對して、強要する如き場合に於ては、ボイコッタントは、個人又は法人たる雇主である。然しより普通

な形態は、一定の組織のある團體——法人たると否とを問はず——に屬する者、又は之と密接な關係にたつ者がボイコッタントとなる場合である。例へば、労働組合が一定の工場の製品を買はないことを、組合員又は同種の労働組合の組合員に強要する場合の如き、カルテルがカルテル組合員をして、組合規約違反者たる企業者との取引を禁止せしむる場合の如き之である。更に又、一般人又は不特定人がボイコッタントであることがある。一般公衆をして、特定商品を買はしめない場合の如き、之である。

ボイコッタとボイコッタントの間には、或種の強制關係が存在することを必要とする。然らざる場合、即ち、Yがボイコッタを勧誘し、A、B、C、D等が、自發的にXと社會的關係を斷つ場合は、嚴格に云へば、ボイコットの概念から除外せられねばならぬこととなる。然しながら強制關係は、微妙に働くものであり、具體の場合に、果して強制ありや否やに就ては、限界極めて不明であることがある。

ボイコッタがボイコッタントに加へる強制には、法律的なものと事實的なものがある。法律的強制と見らるべき場合は、次の二つに分れる。

(イ) ボイコッタントが、ボイコッタに依て、將來發せらるべきボイコット命令に従ふべき旨を



約束した場合、又はボイコットが行はれんとする際、之に従ふべき旨を約束した場合がある。斯かる場合には、契約に基く法律的強制を受けることとなるのである。斯かる契約には、ボイコット義務の違反に對して、契約罰を伴ふことが多く、そして、事實上契約罰に基いて、度々訴訟が起るのではあるが、然し契約罰の有無に依て、強制の有無、從て、ボイコットの存否を決定することは出來ない。更に又斯かる契約の法律違反であるかどうか、問題となり得ること勿論である。

(ロ) ボイコットに就て、何等明示の契約がない場合でも、ボイコッタとボイコッタントとの間に存する一定の法律關係から、ボイコット命令にも従ふべき、法律上の義務が推定せらるゝことがある。例へば、官吏の上官に對する服從義務、労働契約から生ずる被傭者の一般的服從義務、一定の集團の團員に對する内部的強制力から生ずる義務等のうちから、上官、雇主、集團の發するボイコット命令にも亦、従ふべき法律上の義務が存在する、と推定しうる場合があるのである。勿論、斯かる法律關係から、必然的に、ボイコット命令に従ふべき義務が生ずるのではなく、それは個々の場合に決定せらるべき問題である。

事實的強制には、二つの種類がある。

(イ) 暴行、強迫、ボイコットの威嚇等の如き事實的強制 (intimidation)。

(ロ) 勧誘、煽動的演説、煽動的社説等に依て、精神的な強制が加へらるゝ場合 (persuasion)。斯かる場合に於ては、果して強制があるのであるか、或は又單に、他人の意見に聽いて、自發的に斷交をなすのか、不明な場合が多い。しかし、斯かる場合、勧誘を受けた者が、群集心理に依て、自由意志を失ひ、一つの強制觀念に依て動かされうること、云ひ換へれば、ボイコッタの機關となつて、ボイコットを實行することは、顯著なる事實であつて、その範圍に於て、事實上の強制があり、從てボイコットが成立するものと見られねばならないと思ふ。

ボイコッタは、單數又は複數の特定人であることもあるし、或は又、特定人を特に明示せず、しかも一定のグループに屬し、又は一定の條件に該當するもの、全部であることもある。例へば、規約違反の組合員、労働組合に屬しない労働者、斯かる労働者を傭ふ工場主やホテル等がボイコトせらるゝ場合は、前の場合である。一定の政黨、宗教、人種、國家に屬するもの、或る特定の醸造會社からビールをとるホテル、或る新聞紙を置く新聞取次所等がボイコトせらるゝ場合は、後の場合である。然しボイコッタの場合には、一般人がボイコッタと見られる場合はないのである。從て例へば、生産者がその生産品を、一定の商人に對してのみ賣り、一般には賣出さない契約、カルテルの組合員が、その全生産品を、一定の販賣所を通じてのみ賣り、獨立には賣出さない



契約、住宅組合の組合員は、必ず住宅組合指定の商人のみから、物品を買入れることを約した契約等の場合には、特に指定された者以外の人が、實際上、總て取引から排除されることにはなるが、之はボイコットとは見ないのが適當であると思ふ。同様に又、國際的ボイコットに就て、或る國家が、外國品を驅逐する爲めに、保護關稅を設けて、外國品の輸入を防止する場合に於ても、その關稅が一般的であつて、特定の國家、又は特定の數國を目標とするのでない限り、ボイコットの概念に入らざるものと見ることを妥當とする。自國品獎勵の場合も同様である。

ボイコッタとボイコッティとは、社會的に、利益對立の關係に立つ集團に屬することが通常である。例へば、雇主と勞働者、異つた政黨、異つた宗教、異つた人種又は國家に、屬する人の如き之である。然し、社會的に利益對立關係に立つグループに屬することは、必ずしも必要ではない。例へば、小賣商組合が、規約違反の組合員に對して行ふボイコット、勞働組合に屬しない勞働者に對して行ふボイコットの如き場合には、ボイコッタとボイコッティとは、利害を同じうする社會的グループに屬するのである。

以上は、第二次的ボイコット、即ち、三個の當事者が存する場合の分析であるが、然らば、所謂第一次的ボイコットの場合には、この關係はどうなるか。先にも述べたやうに、A、B、C、D等

の間に、何等の連絡もなく、各自が、自發的に、Xと斷交する場合には、ボイコットは成立しないのであつて、只A、B、C、D等の間に聯絡あり、一致的、協力的行動があり、しかも第三者を斷交運動に引き入れない場合に、第一次的ボイコットが成立するのである。即ち、當事者は二であつて、三でないと見られうるのである。勿論、それだけで、一應意を盡すことにはなるが、然し、ボイコットには一般に——第二次的ボイコットののみならず——概念上、ボイコッタ、ボイコッタント、ボイコッティの三つの當事者を必要とするものとの概念構成を探ることも出来る。この場合には、第一次的ボイコットのの場合にも、この三つの當事者が存在するものであると理解しうる。即ち、第一次的ボイコットのの場合に於けるA、B、C、D等は、協力的行動の結果として、その各自が同時に、他の者に對して、ボイコッタであり、同時に、ボイコッタントの關係に立つものと見られ得るのである。即ち、AはボイコッタントとしてのB、C、Dに對しては、ボイコッタであり、ボイコッタとしてのB、C、Dに對しては、ボイコッタントであると見られうるのである。

二、ボイコットは、特定人との社會的關係の斷絶を内容とする。そして、社會的關係は、經濟的關係と、非經濟的關係とに分れる。

經濟的關係の斷絶は、諸種の形をとり得るのであるが、最廣義の生産者（狹義の生産者、商人、



労働者)としてのボイコッティに斷交が加へられる場合と、私的生活に於ける消費者としてのボイコッティに斷交が加へらるゝ場合とに分れる。

生産者としてのボイコッティに斷交が加へらるゝ場合は、製造業者に對して、製造業に必要な原料の供給を拒み、又は生産者に必要な労働力を奪ひ、商人に對して、商品の供給を斷ち、又その商品の販賣を不可能ならしめる如き形を取つて現れる。又此等の企業者に對し、金融の道を斷たしむる形で現はれることもある。或は又、労働者から、労働の機會を奪ふやうな形をとつて現れることもある。

私的生活に於ける消費者としてのボイコッティに斷交が加へらるゝ場合は、家賃を拂はない借家人、代金を踏み倒す顧客に對して、家主の組合、又は商人の組合が、之をブラック・リストに載せて、斯かる者に對し、家を借さず、又日用品を供給せざる如き形で現れるのである。

第二の形は、社交人としてのボイコッティに對して、絶交が加へられる場合である。非經濟的絶交の場合には、斷絶される關係は、社交關係であつて、これがため、ボイコッティに直接に生ずる損害は、非經濟的損害である。即ち、斯かる場合には、人間としての名譽、階級人としての名譽が害せらるゝことが多いのである。然し附隨的に、經濟的損害の生ずることもあり得るのは勿論であ

る。之に反し、經濟的關係の斷絶の場合には、ボイコッティの經濟活動を妨げ、從て、その収入を得る機會が奪はれることになるのである。

社會的關係の斷絶は、以上の經濟的及び社交的關係の一切に及ぶ場合と、部分的な關係に限られる場合とがある。又社會的關係は、例へば、契約關係の如き、既存の法律關係破棄の形をとることもあるし、又法律關係の發生又は繼續を、阻止する形をとることもある。

三、ボイコットは、他人に損害を與へる意志を必要とする。損害は、經濟的損害であると、非經濟的損害であるとを問はない。この要件は、むしろ消極的の意味をもつのであつて、動機又は終極目的の如何を問はない意味を現はさんとしたのである。蓋し多くのボイコットの定義は、動機、目的を掲ぐるが爲に、著しくボイコットの範圍を限定することゝなるからである。

ボイコットの終極的目的としては、ボイコッタの屬する階級的乃至職業的利益の増進にあることもあり、政治的、社會的、宗教的目的を達成せんとすることもある。或は又、何等斯かる目的の存在せざる場合もある。

中間目的としては、ボイコッティの將來の動作を左右せんとする目的の場合と、然らざる場合、即ち、自己目的としてのボイコット、報復的、刑罰的、規律的目的をもつたボイコット等がある。



勿論具體の場合に於ては、此等の目的が複合體として現れることが多いので、そのいづれの目的が主であるかを、明確に定めることの困難のある場合の少なくないことは、勿論である。

斯くの如く、動機又は目的は多種多様であるが、しかしそのいづれの場合たるとを問はず、常にそのボイコッティを害せんとする意志は、最少限度の要因として存在するのである。

四、ボイコットの分類は、諸種の觀點からなされ得るのである。

(一) ボイコッタの觀點から、ボイコットを分類するならば、

(1) 消費者ボイコット Consumers' boycott; boycottage des consommateurs, Konsumenten-boykott

即ち、消費者が消費者たる資格で、日用品製造者又は日用品を取扱ふ商人に對して、不買同盟をなすボイコットは之に屬する。

(2) 企業者ボイコット Trade boycott, Unternehmer (Produzenten=und=Händler) boycott

即ち、企業者としての製造業者、商人等の組合が、自己の團體的利益を増進するために、或は一定の労働者に對し、或は他の之と對立する企業者に對し、或はその内部的規律に違反する組合員に對して行ふボイコットは、之に屬する。

(3) 労働者ボイコット Arbeiterboykott

労働者が、労働者としての資格で、労働條件改善の爲めに行ふものであつて、労働組合、商業使用人、醫師等の行ふボイコットは之に屬する。

(4) 政治的ボイコット Political boycott; politischer Boykott.

政黨、民族的集團、國家、國家の集團等が、特定の政治的爲に行ふ、ボイコットである。尙ほ之に近きものは、社會的集團、宗教的集團が、倫理的又は宗教的目的達成の爲めに行ふボイコットである。

(二) ボイコットなる行動自體の發現様式に着眼する場合には、左の如き區別がなされ得る。

(A) 積極的及び消極的ボイコット Positive and negative boycott

この區別は、或は直接ボイコット、間接ボイコット (direkter und indirekter Boykott) と呼ばれることもある。即ち、ボイコットせらるべきものが明示されて居る場合と、ボイコッティ以外の他の特定人を明示して、その者と社會的關係を創定、繼續すべきことを示し、間接にそれ以外の者をボイコットする場合とがある。斯かる場合は、ボイコットならぬ場合もあるが、場合によつてボイコットとなり得る。先に述べた "fair list" "union label" の如きものは、消極的乃至間接的ボイコット



トであり、之に反し、「unfair list」や通常のボイコットは、積極的乃至直接的ボイコットである。  
 (B) ボイコットは全部的ボイコット、即ち、経済的、非経済的關係の一切を斷つ形で現れること (Totalboycott; die gänzliche gesellschaftliche Achtung) があるが、多くの場合には、部分的な形で現れる。そして部分的ボイコット中、主なものとしては、左の如きものがある。

(1) 物品ボイコット (Boycott on commodities; Abnahmeboycott)

即ち、製造業者、商人、労働者、消費者等が、原料品又は日用品等の同盟不買をする場合である。そして、之に近い形は、ボイコッティの所有物を貸借しない場合である。

(2) 供給ボイコット, Lieferungsboycott

製造業者又は商人がボイコッティに對して、原料品又は商品の供給を絶つ場合である。同盟不買の場合である。

そして、之に近い形は、ボイコッティに對し、物の貸貸を許さない場合である。

(3) 勞務ボイコット

労働組合が、ある工場、商店に對して、その企業に必要な勞務を提供しないことによつて、企業の遂行を妨げるボイコット、即ち、同盟罷業はその最も顯著な形態である。然し、ボイコッティの

爲めに、勞務を提供しない他の形態もある。

右とは逆の場合がある。即ち勞務の受領拒絶の場合である。即ち、工場閉鎖のあるもの、特定の運送業者、倉庫業者、水先案内人、辯護士の勞務を利用しないやうな場合である。

(4) 信用ボイコット

ボイコッティに信用クレディットを與へないことである。信用經濟に基く現代では、この種のボイコットは「物の利用」及び「勞務」に關するボイコットと均しく、多く利用せられ得る。例へば、企業者のカルテル、又はトラストと、銀行家の團體とが聯合すれば、特定の企業者に信用を與へぬことに依りて、之を倒すことは容易である。又逆に、特定の銀行との取引を禁ずることに依りて、その銀行を倒すことも容易である。それは又、國際的なボイコットの場合に、特定國の公債、社債の募集に應ぜざることに、その國人との銀行取引を禁止すること、その國の貨幣を受取らざることに、手形割引をなされること等の形をとり得るのである。

(5) 協力又は社交ボイコット

特定人に附着する或る理由、例へば、病氣、道德的欠陥、労働組合に屬せざること、特定の政治的意見をもつこと、或る人種又は國籍に屬すること等の理由で、その者との協力、合作、又は社交



を断絶するボイコットである。

此等の断交形態の數個が、複合體として、現はれ得ることは勿論である。斯かる複合體のうちで顯著なるものに、組合労働者の使用する「材料ボイコット」Boycott on materials なるものがある。これは、組合労働者が、一定の器具、機械、又は材料による労働を拒み、又はその製作を拒絶するボイコットである。それは勞務ボイコットと物品ボイコットとの複合體とも見られ得るのである。ウォルマンによれば、この種のボイコットは、仕事を獲得する希望 (desire for work) に基くものと、他の労働者に對する同情 (sympathy for fellow-workers) に基くものとの二つに分れる。そして、前のグループに屬するものとしては、(1) 囚人の手になる製品のボイコット、(2) 新機械による製作品のボイコット、(3) 外國製品のボイコットの三つの種類があるのであり、後のグループに屬するものは、非組合労働者の製作品のボイコットであるが、それには三つの種類がある。即ち、(1) バックワード・ボイコット Backward boycott と云ふのは、直前生産過程に於ける産業が、非組合労働者を使用して作つた器具、機械、又は材料の使用を、後生産過程の産業の組合労働者が拒む場合である。(2) フォワード・ボイコット Forward boycott と云ふのは、前生産過程の組合労働者が、その作り出す材料が、直後生産過程の産業で、非労働組合によつて使用せらるゝ虞れある場合、斯かる

材料を作することを拒絶する場合である。(3) ラテラル・ボイコット Lateral boycott と云ふのは、同一階段の生産過程にある、他の産業の労働者の組合化を來さしむる爲めの、材料ボイコットである (Wollman, Boycott in American Trade Unions, pp. 43—72)。

(三) ボイコットの行はるゝ範圍に着眼して、左の如き區別がなされる。

(A) 第一次的ボイコット (primary boycott) 及び第二次的ボイコット (secondary boycott)

第一次的ボイコットは、多數人が協同して、その争の相手方との社會的断交を行ふに過ぎざる場合であり、第二次的ボイコットは、更に争議に關係のない第三者を強制して、争議の相手方との社會的關係を断絶せしむる場合である。

然しこの區別に就ては、學者間に異つた説明がなされ、それが爲めに、混亂の虞あることが注意せらるべきである(註五)。

(註五) "The primary boycott consists simply of cessation, by concerted action, of dealings with another; while in the case of the secondary boycott, an attempt is made to procure parties outside the combination to cease dealings as well." (Oakes, op. cit., p. 606.) "A primary boycott may be defined as a simple combination of persons to suspend dealings with a party obnoxious to them, involving no attempt to persuade or coerce third parties to suspend dealings also... A secondary boycott may be defined as a combination of workmen to induce or persuade third parties to cease business relations"



with those against whom there is a grievance. A compound boycott appears when the workmen use coercive and intimidating measures, as distinguished from mere persuasive measures in preventing third parties from dealing with the boycotted firms……A tertiary boycott again may be instituted against those citizens who continue to purchase from stores selling "unfair" supplies. (Laidler, op. cit., pp. 64, 67); "The so called primary boycott, a mere withholding of patronage and refusal to trade……the secondary boycott—a combination to influence A by exerting some sort of economic or social pressure against persons who deal with A……" (Frankfurter and Greene, The Labor Injunction, p. 43.)

"The primary boycott has been defined as that form in which the action is directly against the offending employer, the members of the organization simply withholding their patronage as labourers or purchasers, and inducing their fellows to do the same……A secondary boycott may, therefore, be defined as a combination to withdraw patronage from a person in order to force that person in turn to withdraw his patronage from that individual or firm with whom the union was primarily at odds. Boycotts have also been noted which are imposed upon persons who are still further removed from the original dispute. In the fur and felt hat industry, for example, the manufacturer frequently sells the finished product to a jobber and he in turn to a retail dealer. Here a boycott that is first upon the manufacturer usually extends to the jobber and then to the retailer. Here a boycott upon the retail dealer may be described as a tertiary boycott……To secondary and tertiary boycotts, or in fact to all that extend to persons not concerned in the original dispute, the term compound boycott has been applied" (Wolman, pp. 13—4)

今、此等のうち、代表的な説として、レードラーとウォルマンとの所説を検討すれば、次の如くである。

レードラーに依れば、第一次的ボイコットは多數人が協同して、その好まざる者との取引を断絶するに過ぎない場合であつて、第三者をして、その者との取引を断絶することを納得 *persuade* 又は強制 *coerce* せしめる何等の企を伴はない場合である。そして第二次的ボイコットは、その争の相手方との取引の断絶に就て、第三者を誘導又は納得 (*induce or persuade*) せしむる場合である。そして納得的手段 *persuasive measures* でなく、強制的、威嚇的手段 (*coercive and intimidating measures*) を用ひて、第三者との断交をなさしむる場合に、複合ボイコット *compound boycott* が成立するのである (Laidler, op. cit., 64)。そしてボイコットされた者との取引関係を繼續する者に對して、更にボイコットが加へらるゝ場合に、第三次的ボイコット *tertiary boycott* が成立するのであるとする (Laidler op. cit., 67)。ウォルマンに依れば、第一次的ボイコットは、レードラーの定義よりも廣く、更に第三者たる同輩 (例、他の労働組合の組合員) を促して (*induce*)、その好まざる相手方との断交をなさしむる場合をも含むこととなるのである (Wolman, op. cit., p. 13)。そして第二次的ボイコットは、争議の相手方と取引關係にある者をして、斯かる取引を止めしむる爲めに、その者の上に、更にボイコットが加へらるゝ場合である (Wolman. op. cit., p. 14) (それはレードラーの所説に従へば、「第三次的ボイコット」である)。そして第三者 (例、小賣業者) が直



接に争議の當時者と取引關係に立たず、第二次的ボイコットを受くるもの（例、卸商）を通して、争議の相手方（製造業者）と關係をもつ場合に、その第三者（小賣店）をボイコットする場合が、第三次的ボイコットである（これは、レドラーの分類方法によるも第三次的ボイコットとなるであらう）。そして、第二次的、第三次的、第四次的等のボイコットを總稱して、ウォルマンは「複合ボイコット」と云ふのである（Wolman, op. cit., p. 14.）。

以上の二説を比較すると、左の諸點が注目せらるべきである。

(1) 第一次的と第二次的ボイコットの區別について、レドラーにあつては、争議の相手方に對するボイコットの性質を決定する觀點から、兩者の區別がなされて居る。即ち、争議の相手方たるXに加へらるゝ社會的斷交の性質、範圍が問題とせられて居るのである。従て第二次的ボイコトも、Xに加へられるボイコットの性質を定める爲めの概念である。然るに、ウォルマンにあつては、第二次的ボイコトは、Xに加へられたボイコットの性質を定める爲めの概念ではなく、別人に加へられたボイコットの名稱である。但し第三次ボイコトになると、レドラーにあつても標準が異つて来て、Xに加へられたボイコットの性質を定める爲めの概念でなく、争議當事者以外の第三者に加へられるボイコットの性質決定の爲めの概念である。明確さの上からは、其處にレド

ラーの概念構成の缺陷がある。

(2) 第一次的ボイコットの概念が、レドラーの場合は頗る狭く、ウォルマンの場合は廣い。レドラーの云ふ第二次的ボイコトは、ウォルマンの第一次的ボイコトの概念の中に入ることになる。但しレドラーの云ふ暴行威嚇を伴ふ複合ボイコトの場合は、ウォルマンの第一次的ボイコトの中には入らないやうに見える。そして、斯かる場合のXに加へらるゝボイコットの性質を定めるに就て、ウォルマンは何等の言葉を與へて居らない。其處に、ウォルマンの説明の缺陷がある。

(3) 第三次的ボイコトに就ては、争議當事者たるX以外の第三者に加へらるゝボイコットの性質決定の爲めの概念である點は、レドラーもウォルマンも一致するが、第二次的ボイコトの概念決定を異にする結果として、ウォルマンによれば、第二次的ボイコトなるものが、レドラーによれば、第三次的ボイコトとなる。この觀點からは、ウォルマンの説明の方が明瞭である。

四、複合ボイコトは、レドラーによれば、Xへのボイコットの性質を定める爲めの概念であつて、第二次的ボイコトが勧誘的なのに對し、強制的、威嚇的方法で、第三者を斷交せしむる場合である。この概念構成は、社會學的觀點からは無理で、私は採らない。ウォルマンの場合には、



複合ボイコットは、氏の所謂第一次的ボイコットでない總てのボイコット、即ち、第二次的、第三次的ボイコット等を總稱する名稱である。尙クラークその他は、「複合ボイコット」を、「第二次的ボイコット」(レドラーの觀點からの)と同意に使用する (L. D. Clark, *The Employment of Labor*, p. 290.)。この方が、レドラーの概念構成よりも、寧ろ宜いと思ふ。

右のうち、第一次的ボイコットの範圍を擴大せんとすることは、アメリカでは、法律家はその適法性を認むる意圖と結びついて居るので、それ自身としては意味あることではあるが、ボイコット現象の社會學的觀察としては、レドラーのやうに狭くする方が正しいと云ふ立場から、本稿では大體之に據ることとした。即ち、第三者を強制して、ボイコットに加入せしめない場合だけに、第一次的ボイコットの名稱を與へたのである。勿論「第三者」が何人であるかは、具體の場合に決定上の困難を伴ふことのあることは勿論である(註六)。

(註六) Vodoz も大體第三者を強制して、争議の相手方に對し、ボイコットをなせしめるかどうかを標準として、「Le boycottage simple」(direct)。「Le boycottage indirect」とを區別する。しかし彼は、「第三者」決定の困難に就て、左の如く述べて居る。

“Il est souvent difficile de distinguer le boycotteur de l'adressataire et par là de savoir si l'on a affaire à un boycottage direct ou indirect.”

Ainsi, si le comité d'une Société décide un boycottage, les membres de cette société sont ils des adressataires ou des boycotteurs? Tout dépendra des statuts de la société et des circonstances précises dans lesquelles la décision a été prise” (Vodoz, *Le boycottage en droit civil suisse*, p. 15.)

(註七) 純理論としては、又用語の明確さを期する爲めには、私は、争議の當事者たるXに對するボイコットを中心として、第三者のボイコットへの加入強制なきや否やを標準として、simple boycott と compound boycott を區別し、更にウォルマンのやうな立場から、即ち、争議の當事者へのボイコットを第一とし、それを基點として、primary, secondary, tertiary boycott を區別することが、宜いのではないかと考へるのであるが、暫く慣用に從て、此等の言葉を使用することとした。

(B) 個別的ボイコット (Einzelboycott) 及び集團的ボイコット (Gruppenboycott)

この區別は、ボイコッティが、一人であるか、數人であるかの標準に依て、定めらるゝ區別であつて、ストライキ統計に採用された個別的及び集團的ストライキの區別に倣つて、爲されるのである。

(四) ボイコット成立の動機に着眼して、左の如き區別が爲される。

(1) 攻撃的ボイコット (Angriffsboycott) と防衛的ボイコット (Abwehrboycott)

即ち或る集團の經濟的地位改善を目的として行はるゝボイコットは、攻撃的ボイコットであり、經濟的地位の悪化を防止する爲めに行はるゝボイコットが、防衛的ボイコットである。この區別も亦、ストライキ統計に於て爲される區別を、ボイコットに轉用したものである。



(2) 目的的ボイコット (Motivierender Boykott) と報復的ボイコット (Repressivboykott)  
ボイコッテイの將來の行動を動かす目的で爲されるものが、目的的ボイコットであり、過去の行動に對して、報復的になさるゝものが、報復的ボイコットである。(昭・七・七・一五稿)



帯出期限票

下記の日付までにお返し下さい。

返却日	返却日
06.11.13	

配架場所 (下記の場合にお返し下さい)

書庫			
----	--	--	--

東京大学総合図書館

東京大学図書

<10>0002967511

東京大学総合図書館



